

五泉市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画 〔令和3年度～令和5年度〕



令和3年3月

五 泉 市

はじめに

豊かな経験と知識を持った高齢者の皆様が、地域社会を支える重要な一員として生きがいを持ち、いつまでも健康で活躍していただくことは、私たち市民全ての願いであります。

我が国においては、平均寿命の延伸や少子化などの影響により、世界に類を見ない速さで高齢化が進んでおります。本市においても総人口が減少する一方、少子化や団塊世代の高齢化などの人口構成の変化に伴い高齢化率は上昇し、総人口の3人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会を迎えております。

このような状況において、本市で暮らす高齢者とそのご家族がいきいきと安心して暮らせるよう、令和3年度から3年間を計画期間とする「五泉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定致しました。本計画においては、高齢者に対する「生きがい創出と社会参加」、「健康増進と介護予防」、「生活支援の充実」、「支え合いと連携」、「介護サービス基盤の充実」の5つの基本方針を定め、高齢者保健福祉に関する施策を展開することとしております。団塊世代が75歳以上となる令和7年と団塊ジュニア世代が65歳に到達する令和22年を見据え、介護保険事業や地域支援事業をはじめとした各種事業の持続可能性を維持しつつ、本計画を着実に実行しながら「笑顔と信頼にあふれ、住み慣れた地域で活躍し、健康で安心して暮らせるまち」を目指し、各種施策の推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たってご尽力いただきました五泉市高齢者保健福祉市民会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にてご意見をいただいた市民の皆様、事業者の皆様に心より御礼申し上げます。

令和3年3月

五泉市長 伊藤 勝美

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 介護保険法等の改正について	2
第3節 計画の位置づけ	3
1 法的根拠	3
2 関連計画との調和	3
第4節 計画期間	4
第5節 計画の策定体制	5
1 五泉市高齢者保健福祉市民会議等における検討	5
2 実態調査の実施	5
3 パブリックコメントの実施	5
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計	6
第1節 人口の推移	6
1 人口の推移	6
2 高齢者人口の推移	7
3 人口の変化率	8
第2節 世帯数の推移	9
第3節 要支援・要介護認定者の状況	10
1 中期的推移	10
2 認定率の比較	11
3 短期的推移と推計	13
第4節 介護保険事業の状況	14
1 給付費の中期的推移	14
2 サービス受給率の状況	15
3 第1号被保険者1人あたり給付月額状況	17
第5節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要	18
1 現在治療中、または後遺症のある病気	18
2 介護・介助が必要になった原因	19
3 主観的健康状態	20
4 幸福度	20
5 地域活動への参加状況	21
6 地域活動への参加者としての参加意向	22
7 地域活動への企画・運営者としての参画意向	22
8 友人・知人と会う頻度	23
9 運動器の機能低下	24
10 手段的自立度（IADLリスク判定）	25
第6節 在宅介護実態調査結果の概要	26
1 在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制の検討	26
2 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制の検討	27
第7節 本市の課題	28
第3章 計画の基本的な考え方	30
第1節 基本理念	30
第2節 基本方針	31
第3節 施策体系	32
第4節 日常生活圏域の設定	33
第4章 生きがい創出と社会参加のまちづくり	34

第1節 高齢者の生きがい活動のための取組	34
1 敬老事業・金婚式事業	34
2 ひとり暮らし老人招待事業	34
3 健康農園等助成事業	34
第2節 高齢者の社会活動への参加の促進	35
1 シルバー人材センター支援事業	35
2 老人クラブ育成	35
3 集会施設等改修補助金	35
4 ごせん乗合タクシー「さくら号」回数券購入助成事業	36
5 馬下保養センター運営管理事業	36
6 老人福祉センター維持管理事業	36
第5章 健康増進と介護予防のまちづくり	37
第1節 高齢者の健康づくりのための取組	37
第2節 特徴ある介護予防活動の取組	38
1 在宅介護支援センター運営事業	38
第3節 介護予防・日常生活支援総合事業の実施	39
1 一般介護予防事業	39
2 介護予防・生活支援サービス事業	40
第6章 生活支援の充実したまちづくり	42
第1節 在宅生活を支えるサービスの実施	42
1 家族支援事業	42
2 高齢者生活支援事業	43
3 在宅介護支援事業	44
4 任意事業	44
第2節 安心できる住環境の確保	45
1 生活支援ハウス運営事業	45
2 養護老人ホーム入所措置事業	45
3 有料老人ホーム等設置状況の把握	46
第3節 高齢者の権利擁護の推進	47
1 成年後見制度の普及	47
2 虐待防止	48
3 消費者被害の防止	48
第7章 支え合いと連携を推進するまちづくり	49
第1節 支え合う地域づくりの推進	49
第2節 高齢者の相談・支援体制の強化	51
第3節 医療と介護の連携強化	52
1 連携体制の整備	52
2 「いずみネット」	52
3 在宅医療推進のための市民啓発	53
第4節 認知症対策の推進	54
1 基本的事項	54
2 五泉市認知症対策推進計画（第4期）による施策体系	55
第5節 自立支援・重度化防止に向けた取組	56
第8章 介護サービス基盤の充実したまちづくり	57
第1節 介護離職ゼロに向けた介護基盤の整備	57
第2節 介護保険サービスの見込み	59
1 居宅サービス	59
2 地域密着型サービス	66

3 施設サービス.....	70
第3節 第1号被保険者の保険料算定	72
1 介護保険の財源構成	72
2 介護保険事業費の見込み	73
3 標準給付費見込額	76
4 地域支援事業費見込額	76
5 第1号被保険者保険料の算定	77
第4節 介護保険事業を円滑にするための方策	79
1 サービスの質の向上	79
2 介護給付適正化事業への取組	81
3 介護人材の確保・育成の取組	83
4 介護サービスに係る情報提供	83
5 広報活動の推進	83
6 災害や感染症対策に係る体制整備	84
7 リハビリテーションサービス提供体制の整備	85
第9章 計画の推進体制	86
第1節 庁内連携体制の充実	86
第2節 計画の進行管理	86
資料編	87

第Ⅰ章 計画の基本的事項

第Ⅰ節 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度は創設されました。介護保険制度は、その創設から21年が経過し、本市における介護保険サービス利用者も2,942人（令和2年4月利用分）となり、介護が必要な高齢者の生活を支える中心的な制度として定着しました。

こうした中で、いわゆる団塊世代全てが75歳以上となり介護ニーズの増加が見込まれる令和7年と、団塊ジュニア世代が65歳の高齢期に到達し、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれる令和22年を見据えた施策の展開が求められています。介護保険事業をはじめとした各種施策の持続可能性を維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効果的、効率的に活用し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」をさらに充実・深化する必要があります。

本市では、第7期計画において「すべての高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと安心して生活することができる五泉市」を基本方針として、高齢者に関わる福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営に努めるとともに、「地域包括ケアシステム」を充実させるための施策を展開してきました。今後も中長期的な展望のもとに、諸施策をさらに推進していくことが求められます。

今般、第7期計画期間の終了とともに介護保険法等の改正内容を受け、令和7年及び令和22年における本市の高齢化の状況を推計し、それに対応した目標を示した上で、高齢者を取り巻く本市の特性や課題を踏まえ、「笑顔と信頼にあふれ、住み慣れた地域で活躍し、健康で安心して暮らせるまち」づくりを計画的に推進するため、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「五泉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

第2節 介護保険法等の改正について

我が国の社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとのいわゆる「縦割り」や、支援の「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の実現を図るため、包括的に福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることを趣旨として、介護保険法、老人福祉法を含めた改正法「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が、令和2年6月に公布されました。

改正の概要は次のとおりです。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要	
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】	市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】	① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定。 ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定。 ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化。
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域医療介護総合確保法】	介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができる旨の規定など。
4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】	介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加するとともに、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長するなど。
5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】	社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設。

第3節 計画の位置づけ

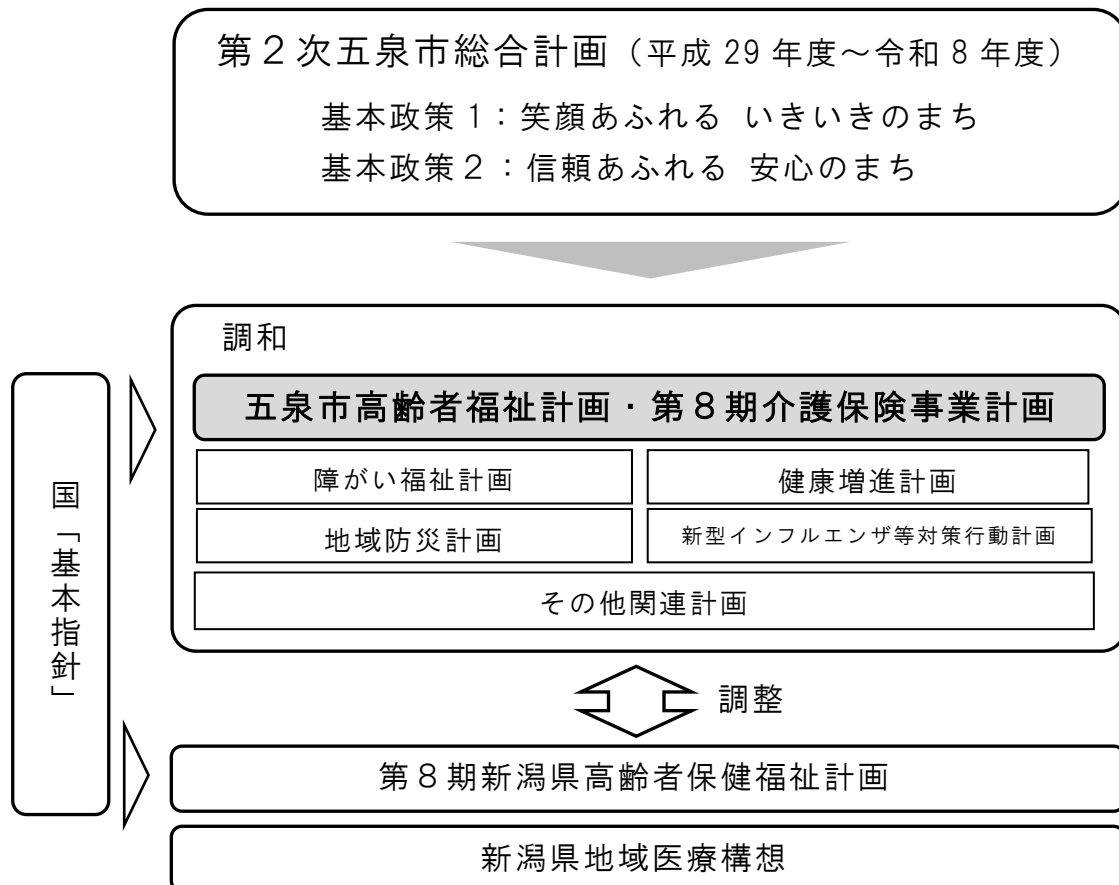
1 法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画であり、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」とする。）に即して一体的に策定しました。

2 関連計画との調和

本計画は、「新潟県高齢者保健福祉計画」、「新潟県地域医療構想」等と整合を図り、かつ、本市の最上位計画である「第2次五泉市総合計画」における「基本政策1：笑顔あふれる いきいきのまち」及び「基本政策2：信頼あふれる 安心のまち」を実現するための具体的な施策を実施するものであり、保健福祉分野をはじめとした関連計画との整合・調和を図り策定しました。

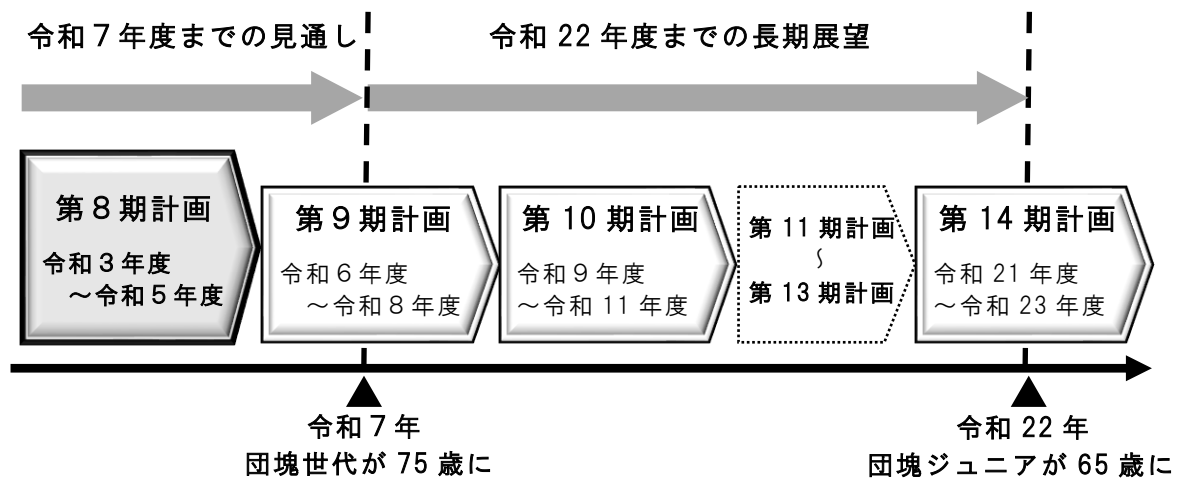
■ 計画の位置づけ



第4節 計画期間

本計画は、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年とともに、団塊ジュニア世代が65歳高齢期に到達する令和22年を見据えつつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。

■ 計画期間



第5節 計画の策定体制

Ⅰ 五泉市高齢者保健福祉市民会議等における検討

本計画は、被保険者代表、利用者代表、市民代表、保健医療関係者、福祉関係者、有識者の18名で構成された「五泉市高齢者保健福祉市民会議」において、前期計画期間の実績や各種調査結果等の報告を行うとともに、本計画案に対する意見を聴取しました。

また、庁内関係課や地域包括支援センター、県関係部局、同一老人福祉圏域内の市町との連携により計画を策定しました。

2 実態調査の実施

国が示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」及び「在宅介護実態調査票」を基礎として調査項目を設計し、市内の高齢者を対象として、その生活実態やニーズの所在を把握し、第8期介護保険事業計画策定等の基礎資料とするともに、計画策定過程における市民の参加機会として実施しました。

調査実施概要は次のとおりとなります。

（調査結果の概要は18頁。詳細は、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」及び「在宅介護実態調査の集計結果」を参照。）

■ 調査実施概要

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	市内在住の65歳以上の要介護認定を受けていない方のうち無作為に抽出した1,900人	要支援・要介護認定を受けており、在宅で生活している方のうち無作為に抽出した300人
配布数等	配布数：1,900 有効回収数：1,323 有効回収率：69.6%	配布数：300 有効回収数：196 有効回収率：65.3%
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査時期	令和2年1月から令和2年2月	令和2年1月から令和2年2月

3 パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを令和2年12月から令和3年1月まで実施しました。

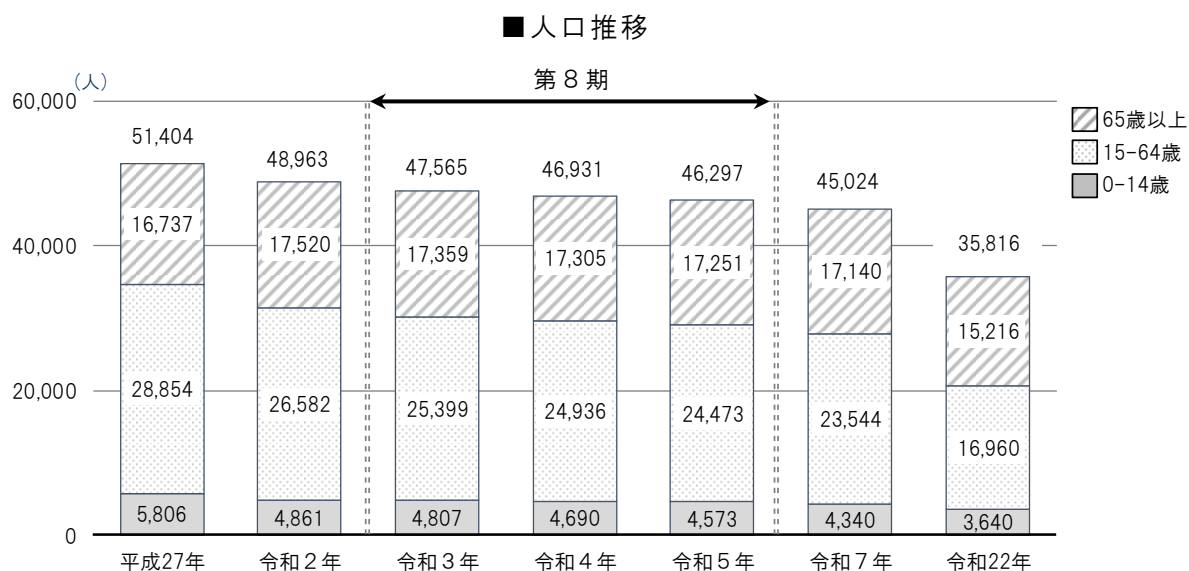
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

第1節 人口の推移

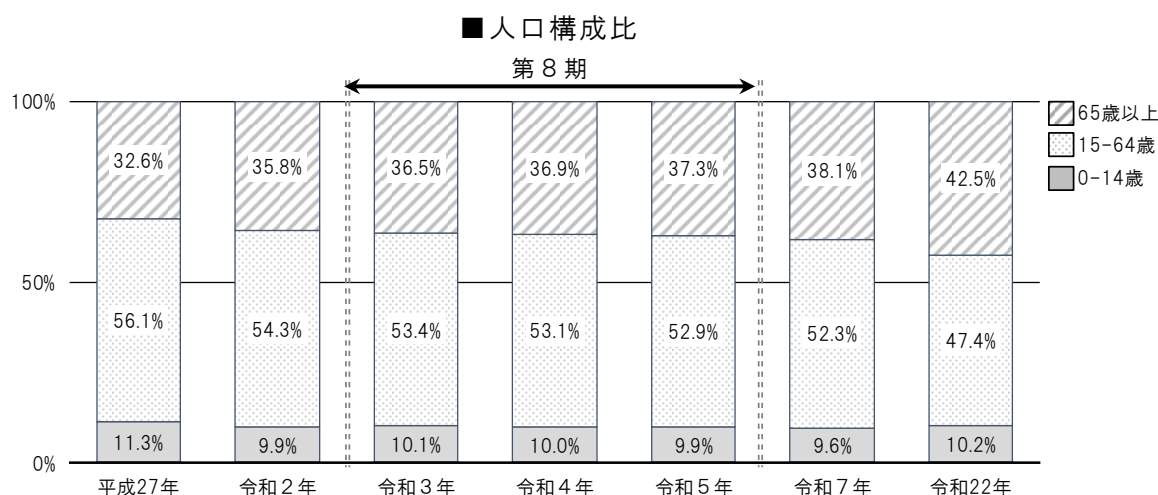
Ⅰ 人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移し、長期的に継続すると見込まれます。

年齢3区分では、当面、いずれも減少し、構成比が大きく変化することはない、65歳以上人口が占める割合（高齢化率）は、36～37%台ですが、長期的にみれば、令和22年には42.5%になるものと見込まれます。



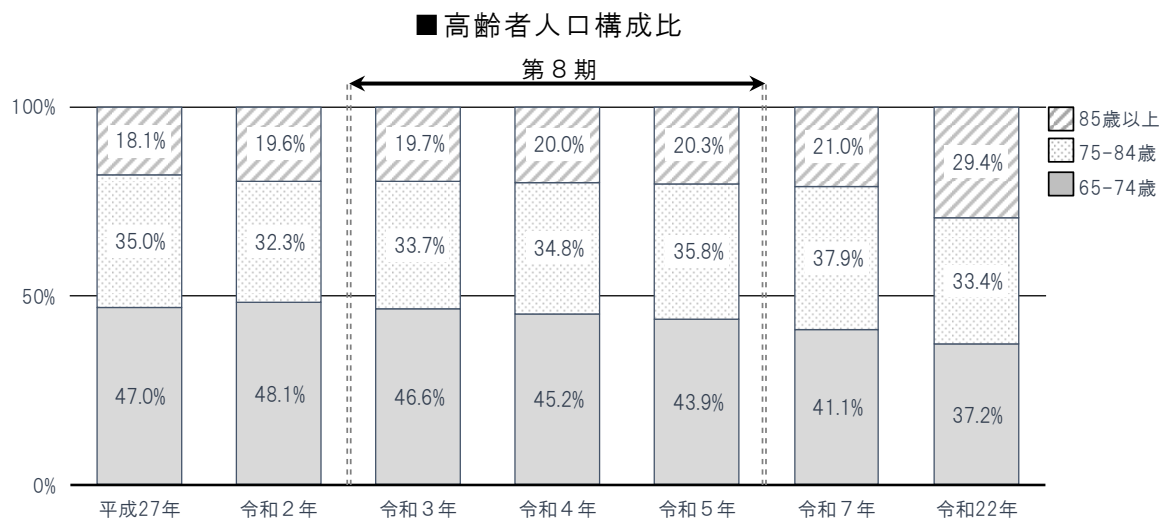
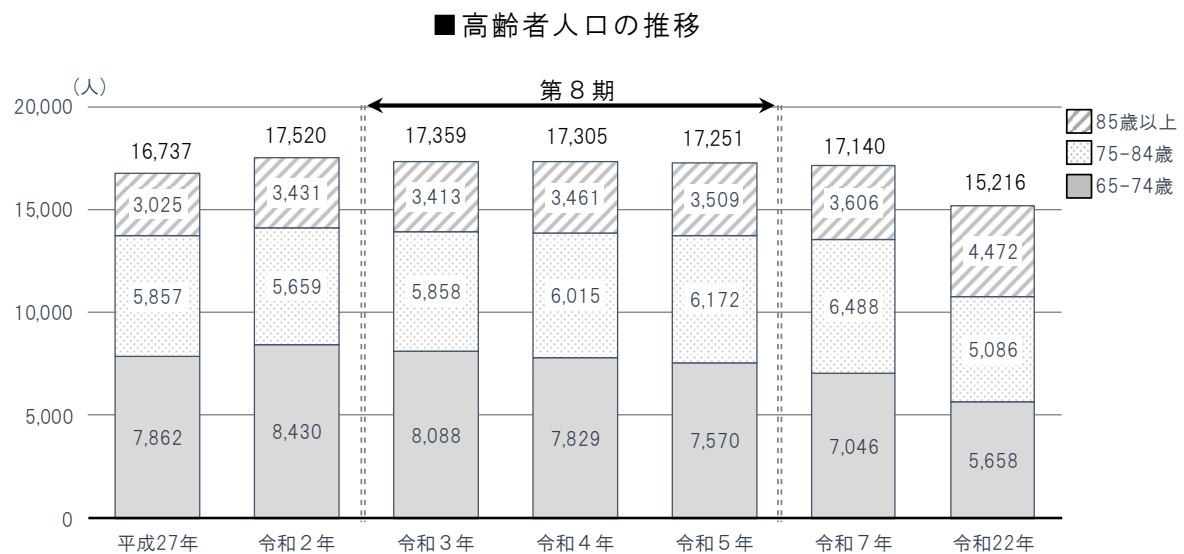
※「五泉市人口ビジョン」により作成。令和2年度は11月末時点での数値。
本頁下のグラフ及び次頁も同様。



2 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口は、第8期計画期間中において、令和3年の17,359人からわずかに減少し、令和5年には17,251人になるものと見込まれます。年齢区分でみれば、65～74歳が減少し、75～84歳と85歳以上は増加します。

長期的にみれば、令和22年には高齢者人口は15,000人台にまで減少しますが、年齢区分の構成において、85歳以上は唯一増加して4,472人となり、構成比も29.4%を占めるものと見込まれます。



3 人口の変化率

上述の内容を令和2年から令和22年の間の変化率としてまとめたものが下表です。

本市の総人口が26.9%減少するなかで、生産年齢人口はそれよりも大きく36.2%減少します。その一方で、高齢者人口は13.1%減少しますが、年齢区分で見れば、75歳以上の後期高齢者は5.1%の増加、なかでも85歳以上は30.3%と約3割の増加となっています。

本市人口の長期的に推移に関し、その内容を年齢区分ごとの変化率により詳細にみれば、担い手となる世代が顕著に減少するなかで、介護ニーズの高まる85歳以上の、より高齢層の比重が顕著に高まるものと見込まれます。

■人口の変化率

	令和2年	令和5年	令和7年	令和22年	令和2年 ↓ 令和22年 変化率
総人口	100.0%	94.6%	92.0%	73.1%	▲26.9%
0-14歳	100.0%	94.1%	89.3%	74.9%	▲25.1%
15-64歳	100.0%	92.1%	88.6%	63.8%	▲36.2%
65歳以上	100.0%	98.5%	97.8%	86.9%	▲13.1%
うち75歳以上	100.0%	106.5%	111.0%	105.1%	5.1%
うち85歳以上	100.0%	102.3%	105.1%	130.3%	30.3%

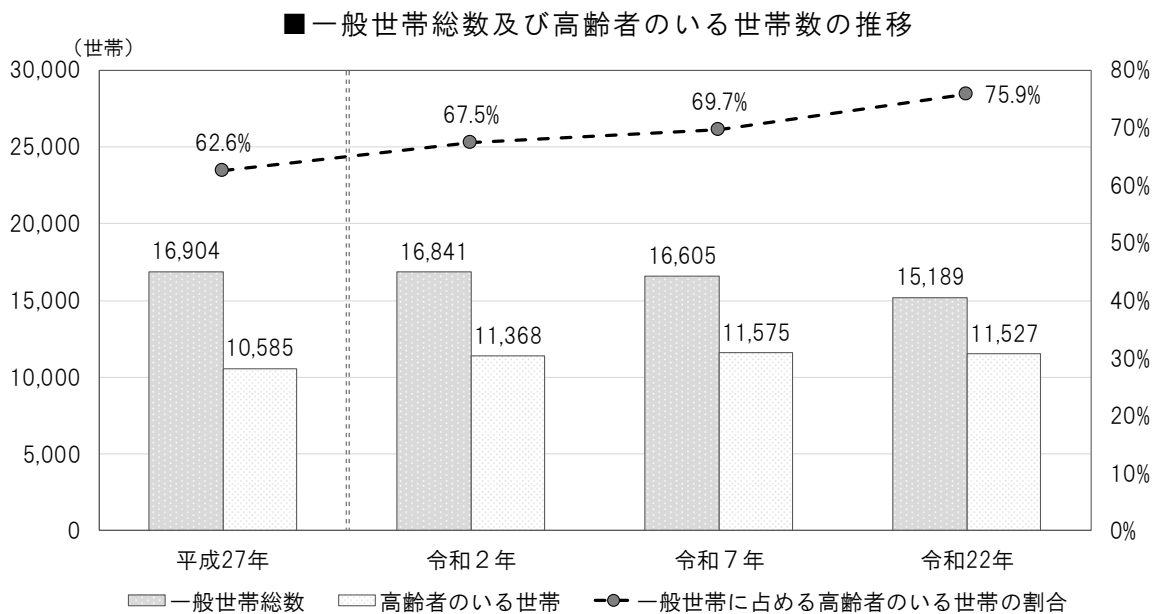
第8期最終年

第2節 世帯数の推移

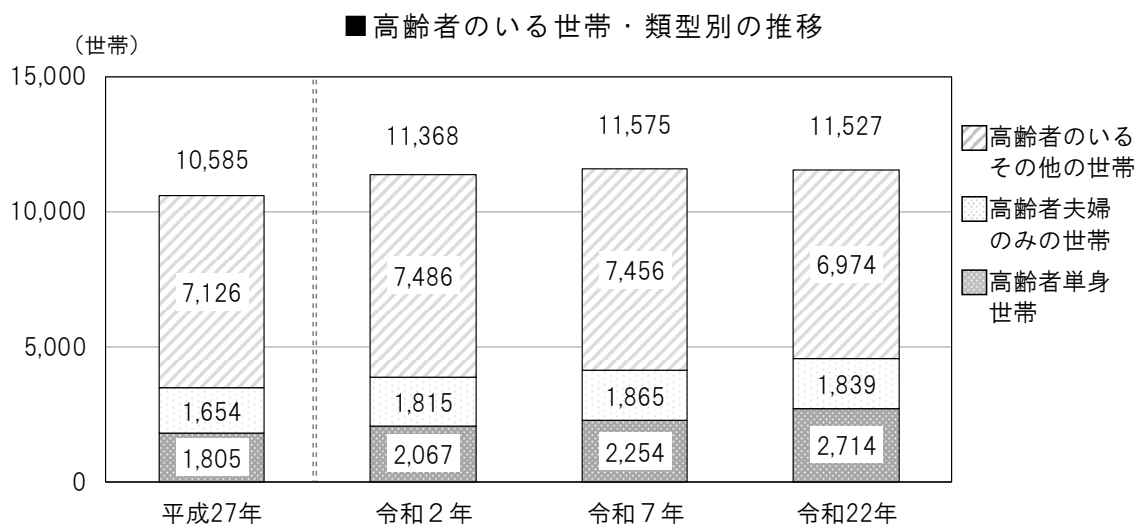
平成27年国勢調査の結果をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に発表した「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」における新潟県の世帯類型別の増減率を用いて、世帯数推計を行いました。

本市の「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は、当面、増加し、長期的には11,500台で推移するものと見込まれます。

さらに「高齢者のいる世帯」について類型別にみると、令和22年には最も要援護性の高い「高齢者単身世帯」が顕著に増加し2,714世帯になるものと見込まれます。



※平成27年は国勢調査。他は独自推計。下のグラフも同様

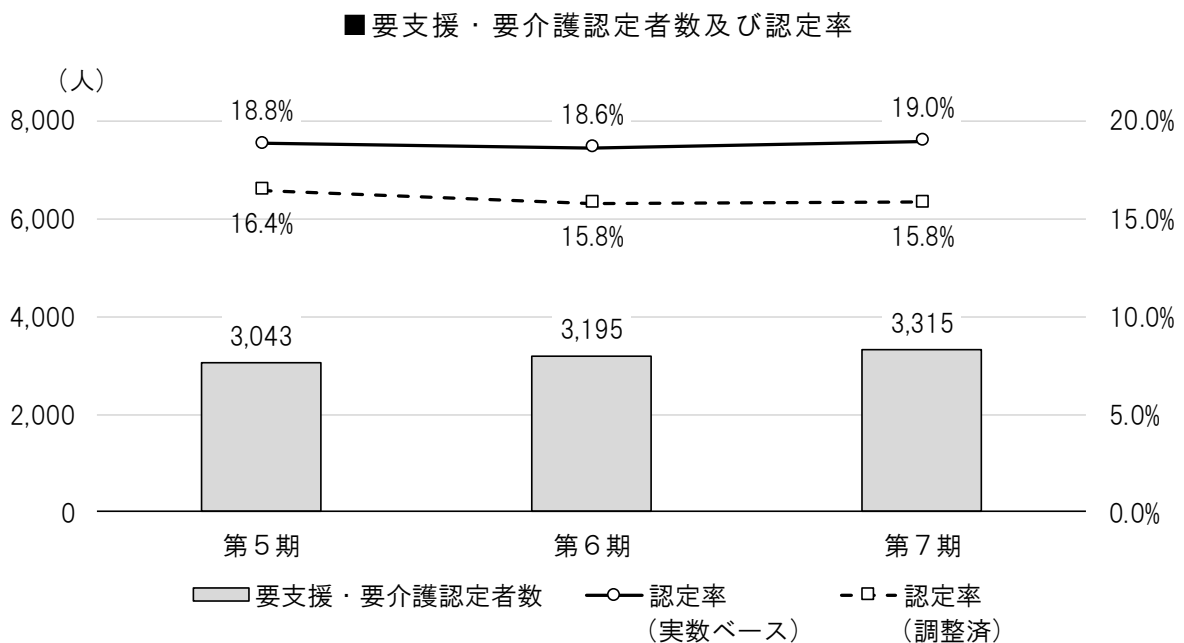


第3節 要支援・要介護認定者の状況

Ⅰ 中期的推移

要支援・要介護認定者数及び認定率について、第5期計画期間（平成24～26年度）、第6期計画期間（平成27～29年度）及び第7期計画期間（平成30～令和2年度）の各期平均値を用いて中期的な推移としてみると、認定者数は、増加傾向で推移し、第6期の3,195人から第7期には3,315人となっています。

認定率（要支援・要介護認定者数÷第1号被保険者数）は、実数ベースでは第5期の18.8%から第7期は19.0%とほぼ横ばいに推移していますが、調整済認定率¹では16.4%から15.8%に若干減少しています。



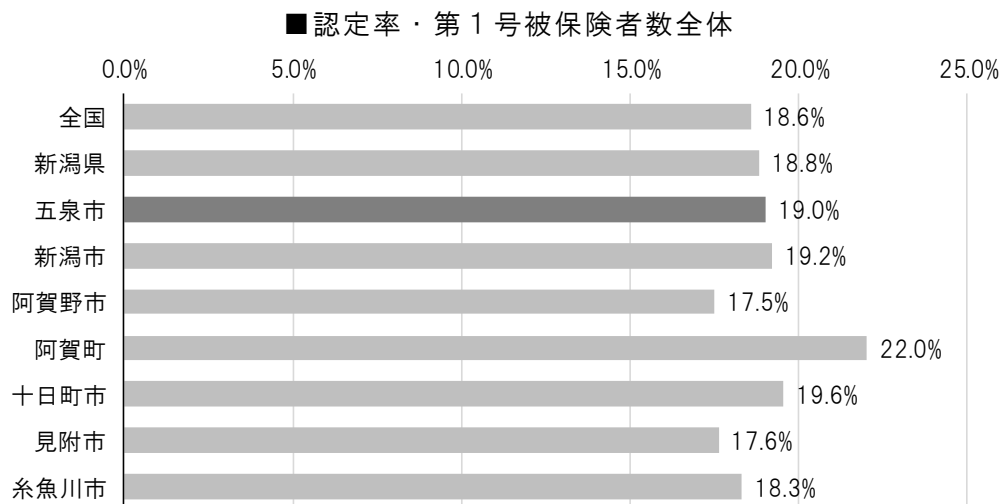
※「地域包括ケア見える化システム」のデータにより作成。

¹ 調整済認定率とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者数の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率を意味する。（「地域包括ケア『見える化』システム等を活用した地域分析の手引き」4頁）

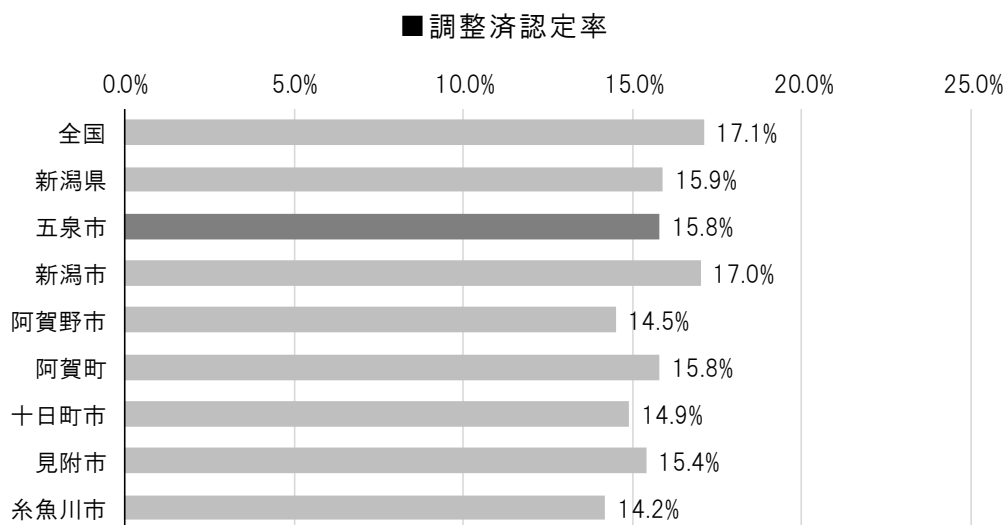
2 認定率の比較

認定率について、国、県及び新潟県老人福祉圏域「新潟県域」内他市町（新潟市、五泉市、阿賀野市、阿賀町）、さらに人口または第1号被保険者数が同規模である県内他市（十日町市、見附市、糸魚川市）と比較すれば、本市の認定率は、第1号被保険者数全体では19.0%と、国と県のほぼ同水準であり、他市町と比較では概ね中位の水準です。調整済認定率では、県とほぼ同水準で、国よりも低く、圏域内では概ね中位の水準です。

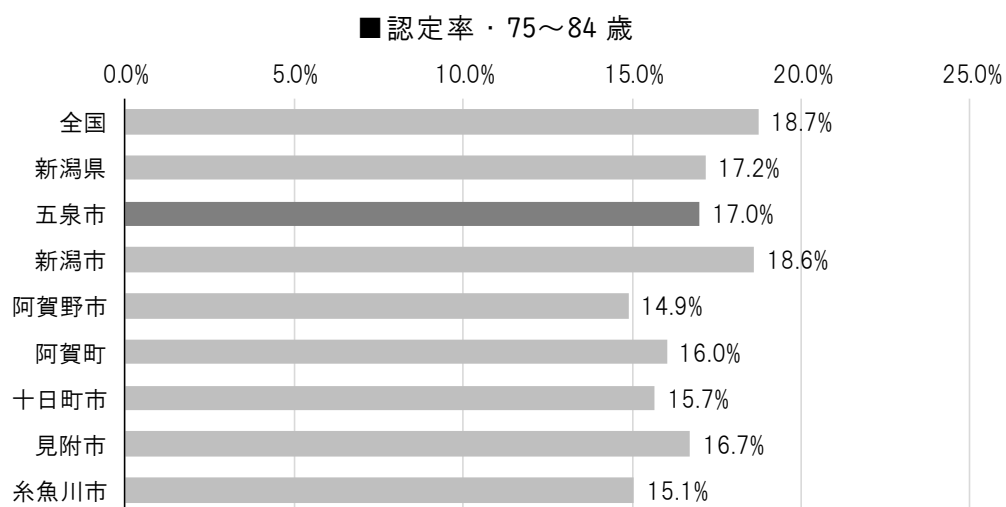
年齢区分により、特に後期高齢者についてみると（次頁グラフ）、75～84歳は17.0%、85歳以上は60.3%です。いずれも県と同水準で、他市町と比較では概ね中位の水準となっています。



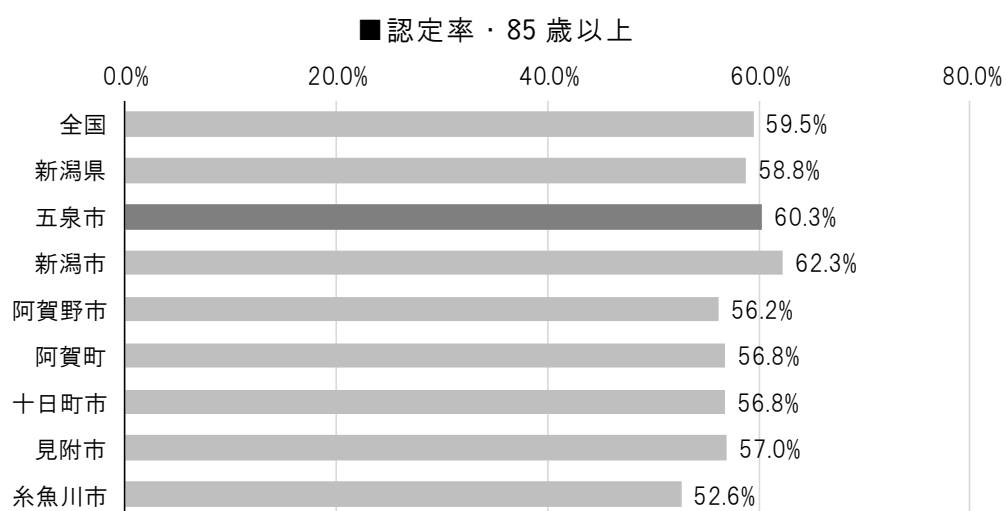
※「介護保険事業状況報告・令和2年9月分」により作成。



※「地域包括ケア見える化システム」令和元年度データで作成。



※「介護保険事業状況報告・令和2年9月分」により作成。本頁下図も同様。

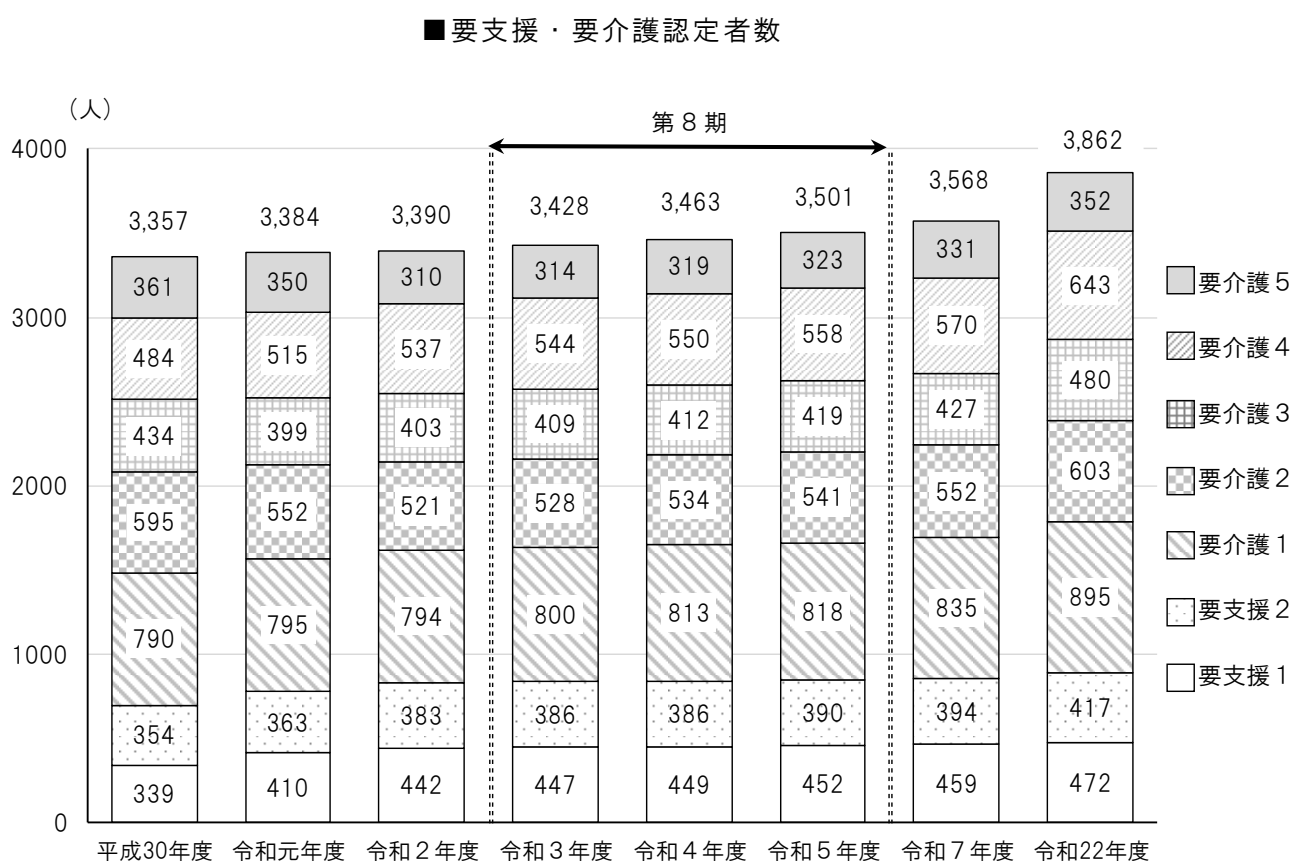


3 短期的推移と推計

第7期計画期間における認定者数は、3,300人台で推移しています。

直近の認定率の状況が、今後も継続すると仮定した第8期計画期間中の認定者数も3,400～3,500人台で推移し、令和3年度には3,428人、令和4年度には3,463人、令和5年度には3,501人になるものと見込まれます。

また、さらに長期の推計をすれば、令和7年度は3,568人、令和22年度3,862人になるものと見込まれます。



※「地域包括ケア見える化システム・将来推計」により作成。

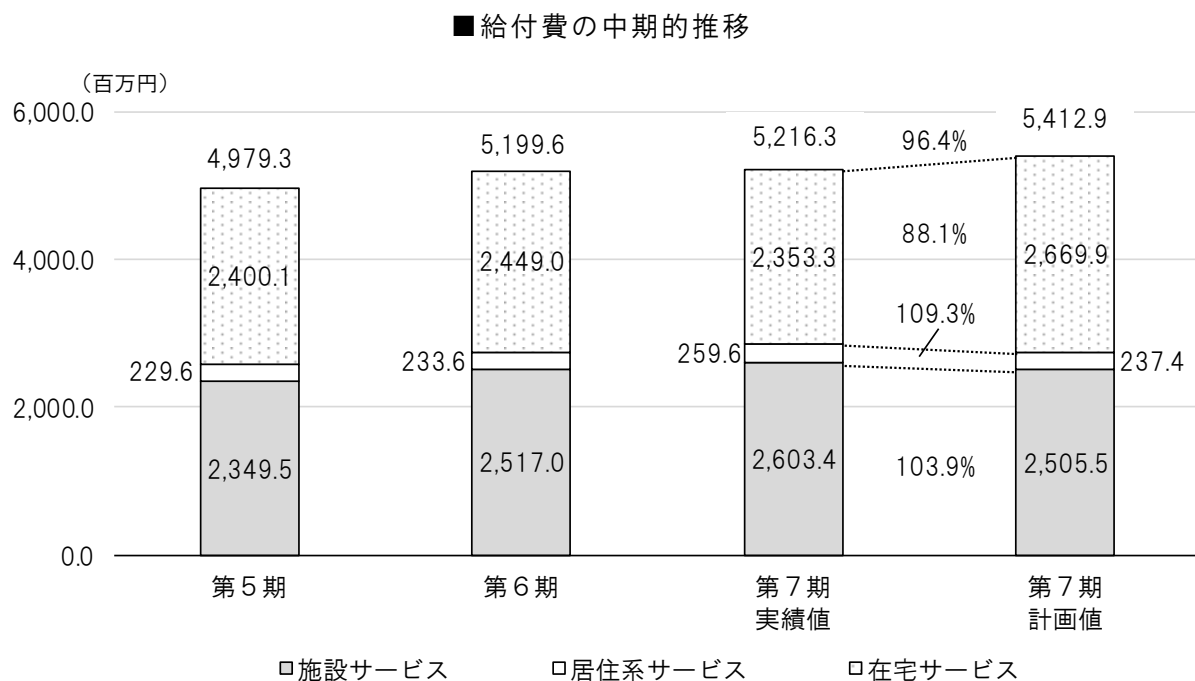
第4節 介護保険事業の状況

Ⅰ 給付費の中期推移

給付費の合計は、第5期の約49.8億円から第6期に約52.0億円、さらに第7期には約52.2億円に増加しています。

サービス系統別にみると、第6期から第7期にかけて施設サービスが約25.2億円から約26.0億円に、居住系サービスが約2.3億円から約2.6億円にそれぞれ増加した一方で、在宅サービスは約24.5億円から約23.5億円に減少しています。

また、第7期の実績値は、給付費全体で計画値に対して96.4%と見込みを3.6%下回りました。施設サービスは103.9%、居住系サービスは109.3%と見込みを上回っていますが、在宅サービスは88.1%と見込みを1割以上下回りました。

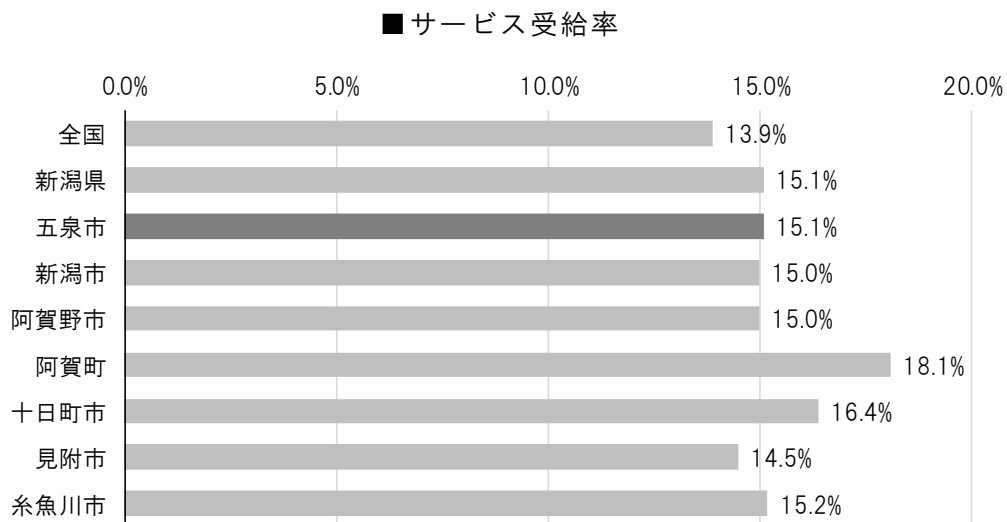


※「地域包括ケア見える化システム」のデータにより作成。

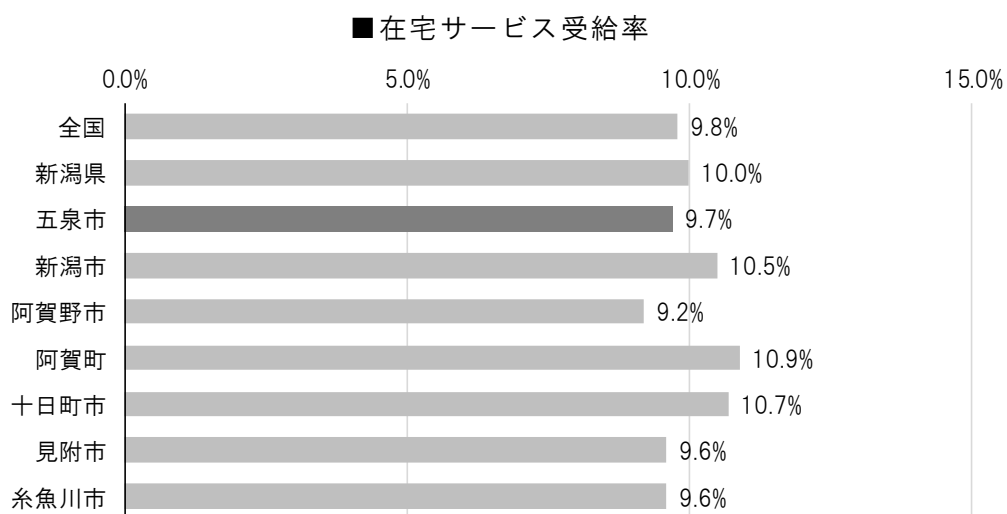
2 サービス受給率の状況

介護サービスの給付に関する主要の指標である「サービス受給率（サービス利用者数÷第1号被保険者数）」について、国、県、他市町と比較すると、本市は、全体では15.1%で国よりも高く、県と同水準です。また、他市町比較では概ね中位です。

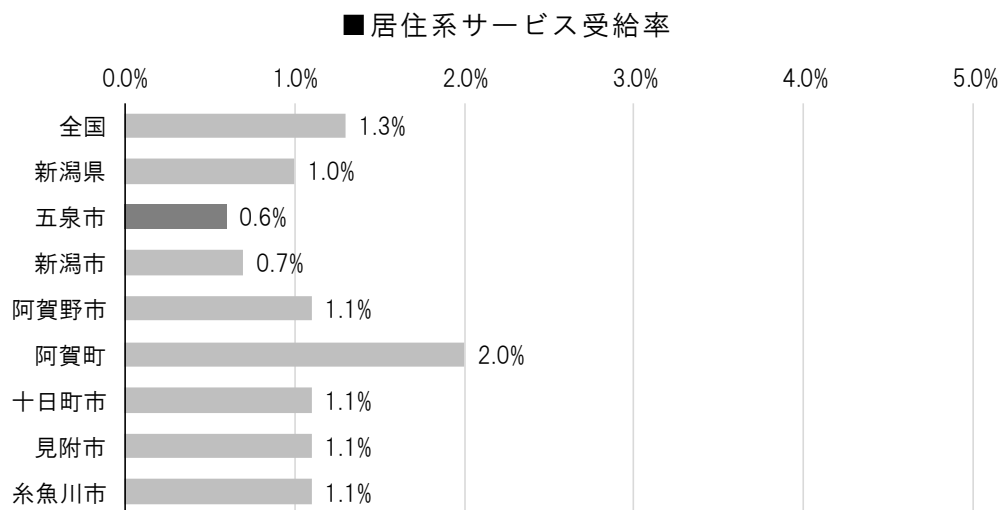
サービス系統別にみれば、在宅サービスは国、県とほぼ同水準で、他市町比較では概ね中位です。居住系サービスは、全体として低い利用率のなかでわずかな差ですが、本市は、国、県、他市町比較のすべてで最も低い水準です。



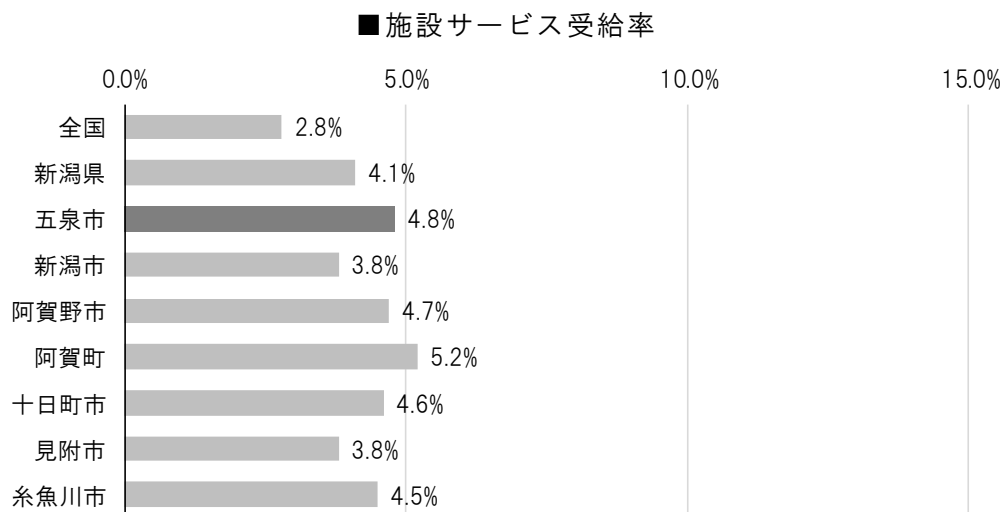
※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。



※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。



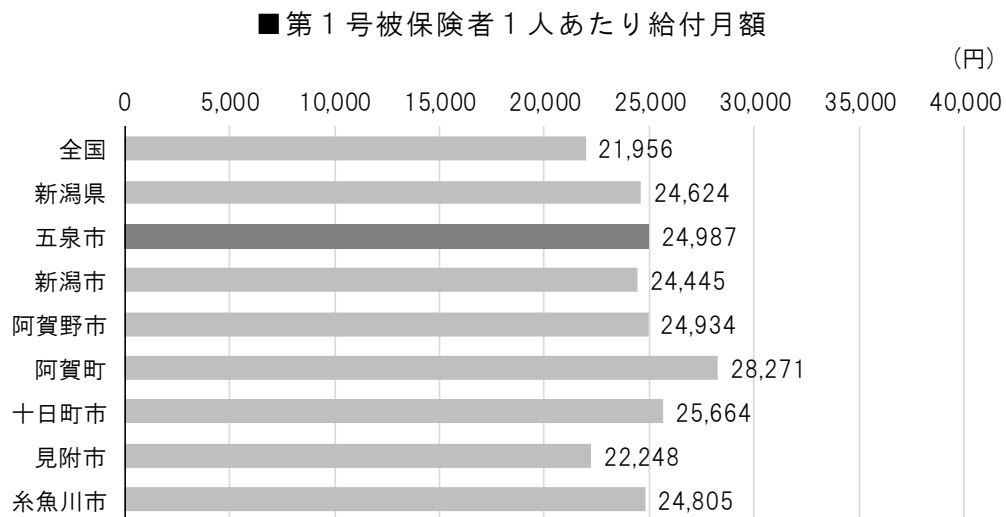
※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。



※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

3 第1号被保険者1人あたり給付月額の様況

介護サービスの給付に関する主要の指標である「第1号被保険者1人あたり給付月額」についても、同様に比較すると、本市は、24,987 円であり、国よりも高い水準で、県とはほぼ同水準です。また、他市町比較では概ね中位の水準です。

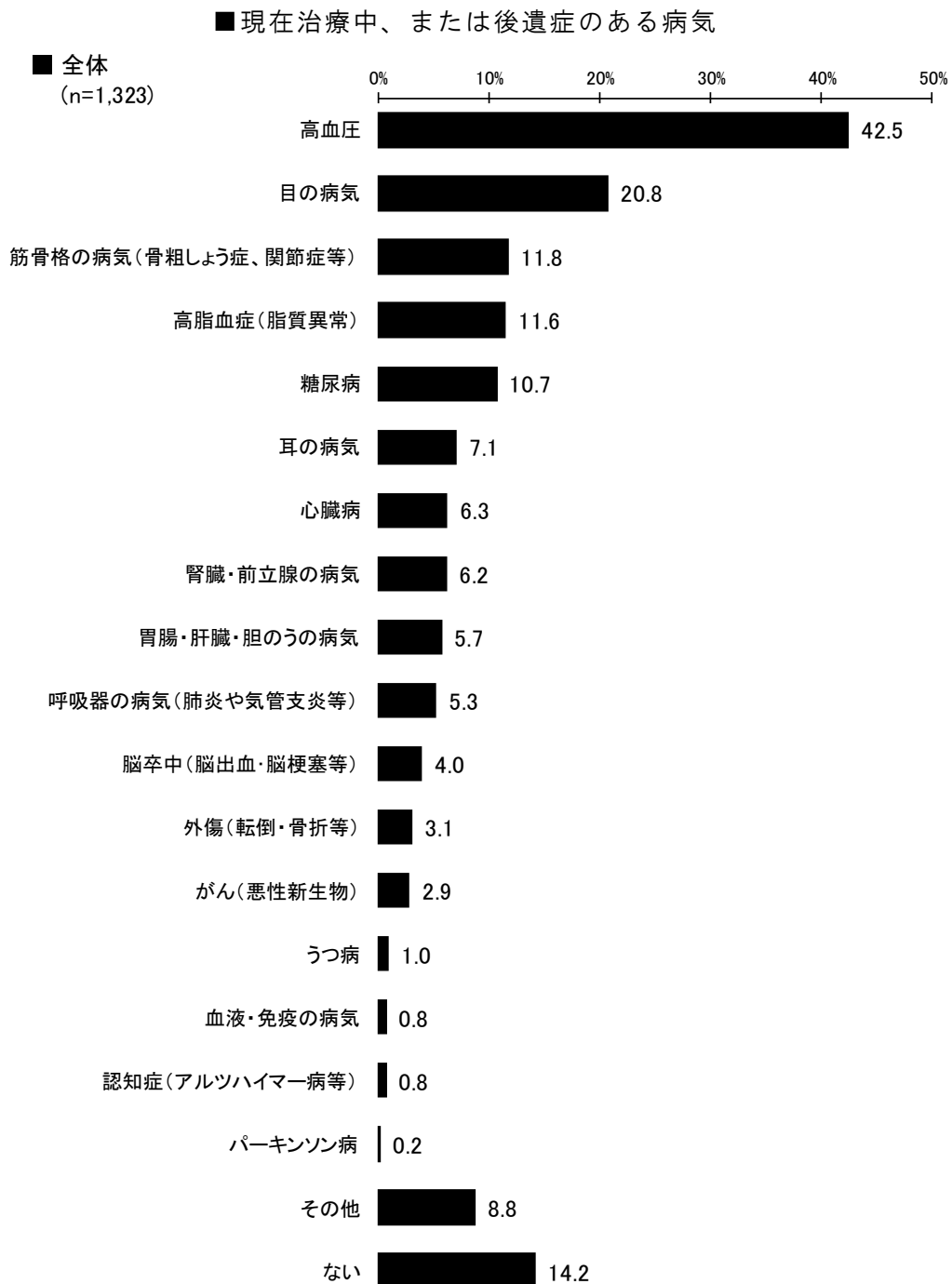


※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

第5節 介護予防・日常生活圏ニーズ調査結果の概要

Ⅰ 現在治療中、または後遺症のある病気

現在治療中、または後遺症のある病気については、全体では「高血圧」の割合が42.5%で最も高く、次いで「目の病気」(20.8%)、「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」(11.8%)などの順となっています。

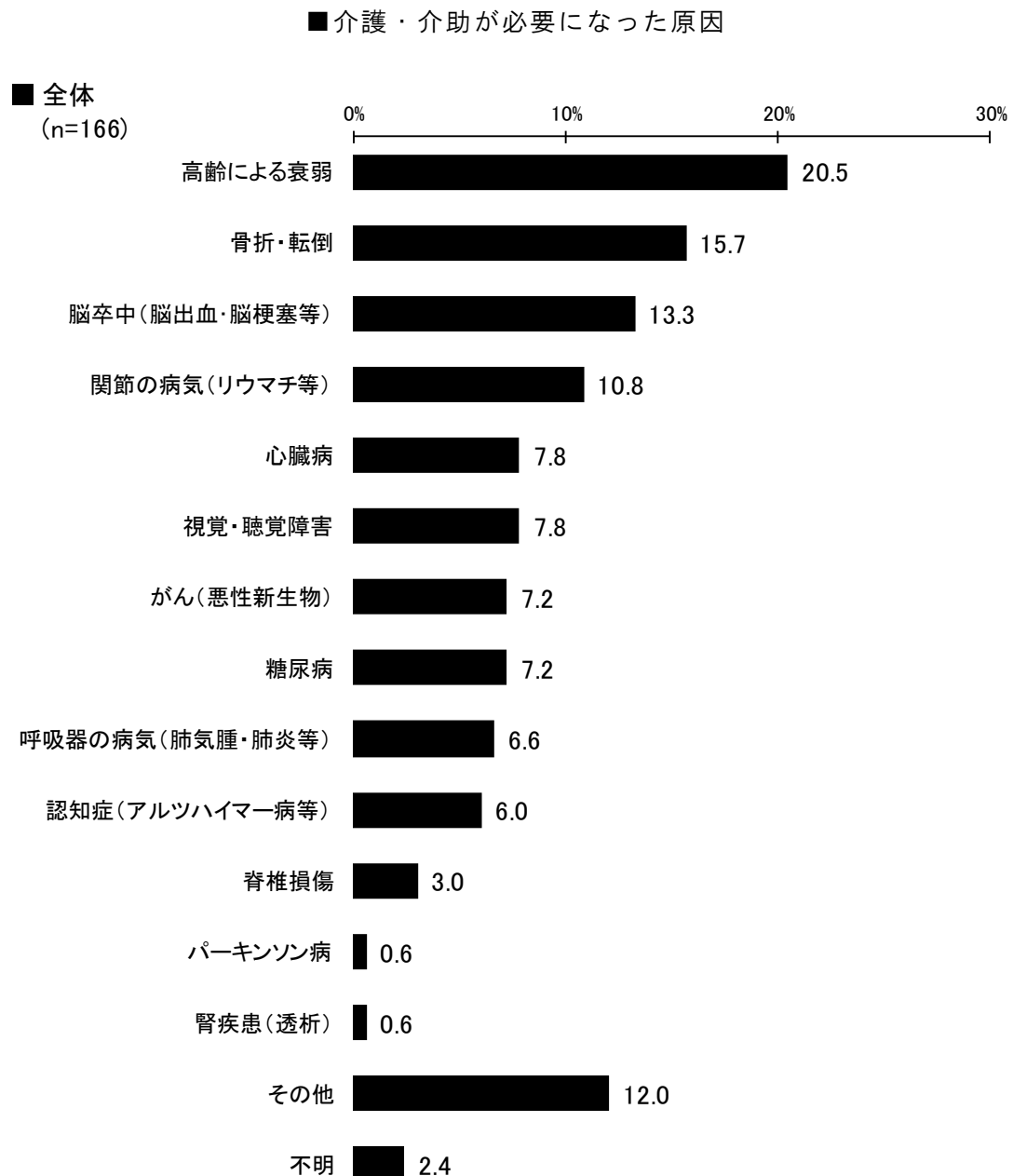


【複数回答】

2 介護・介助が必要になった原因

介護・介助が必要になった主な原因については、全体では「高齢による衰弱」の割合が20.5%で最も高く、次いで「骨折・転倒」(15.7%)、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」(13.3%)などの順となっています。

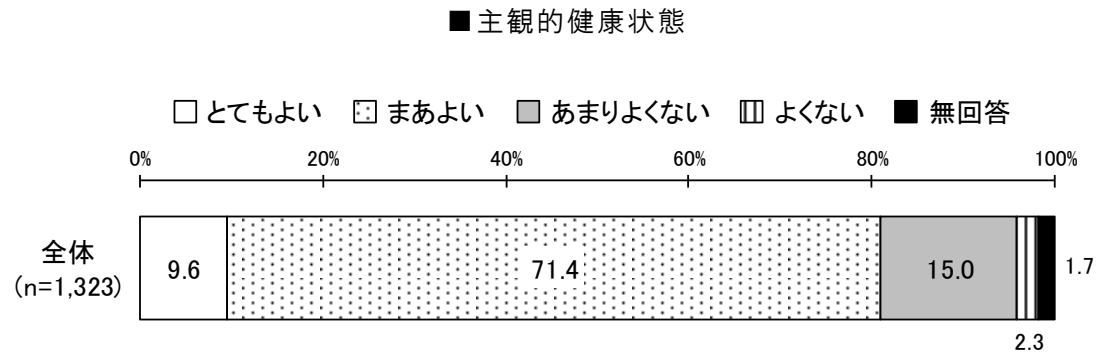
年齢層別でみると、「高齢による衰弱」の割合は80～84歳以上で20%以上と高くなっています。



【複数回答】

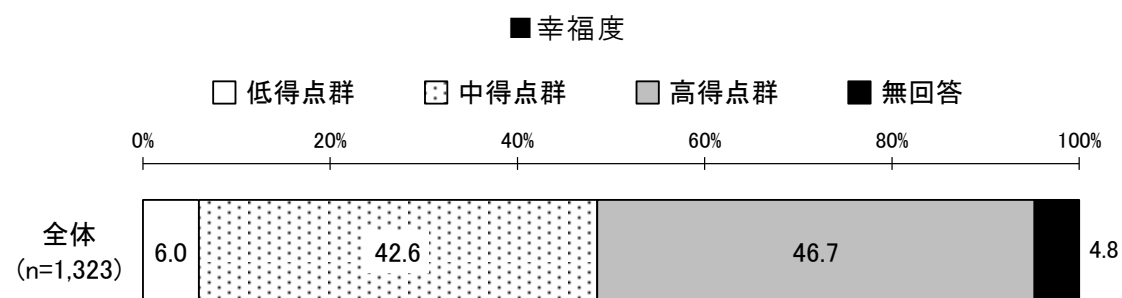
3 主観的健康状態

現在の健康状態については、全体では「とてもよい」(9.6%)と「まあよい」(71.4%)を合わせた“良好”の割合が81.0%で、「あまりよくない」(15.0%)と「よくない」(2.3%)を合わせた“不良”(17.3%)を上回っています。



4 幸福度

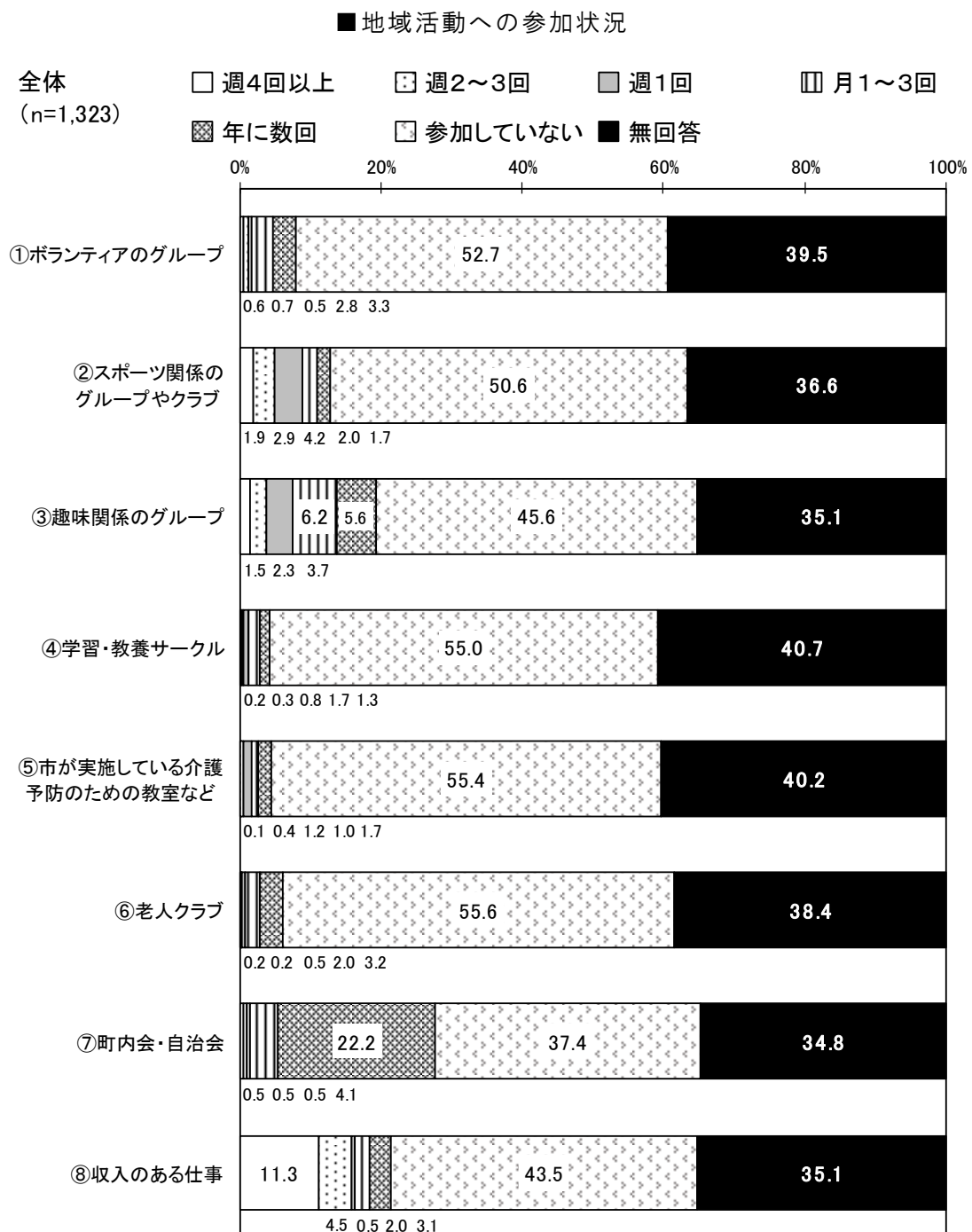
現在の幸福度について、「0点(とても不幸)」から「10点(とても幸せ)」まで、11段階の得点で回答を得ていますが、0～4点を“低得点群”、5～7点を“中得点群”、8～10点を“高得点群”としてみると、全体では“高得点群”の割合が46.7%で最も高く、次いで“中得点群”(42.6%)、“低得点群”(6.0%)の順となっています。



5 地域活動への参加状況

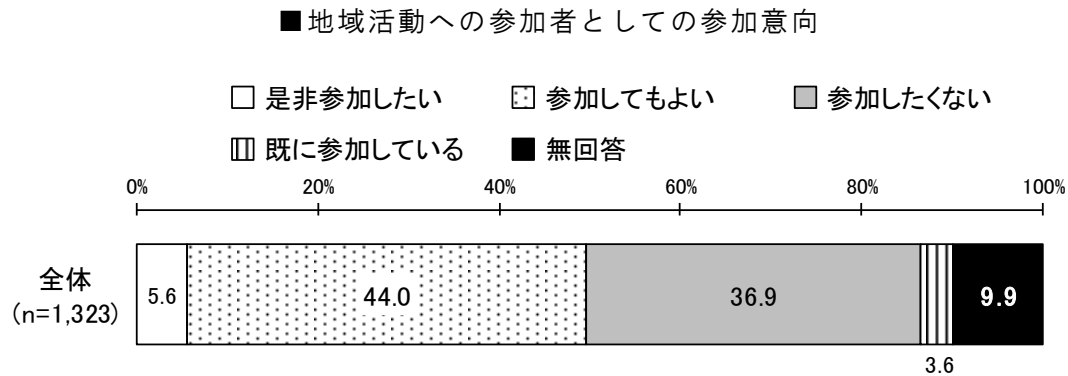
地域活動への参加状況については、すべての会・グループで「参加していない」の割合が最も高くなっていますが、「年に数回」以上に回答した“参加している”は『⑦町内会・自治会』の割合が27.8%で最も高く、次いで『⑧収入のある仕事』（21.4%）となっています。

また、「週1回」以上に回答した参加頻度が“高頻度”の割合については『⑧収入のある仕事』が最も高く16.3%となっています。



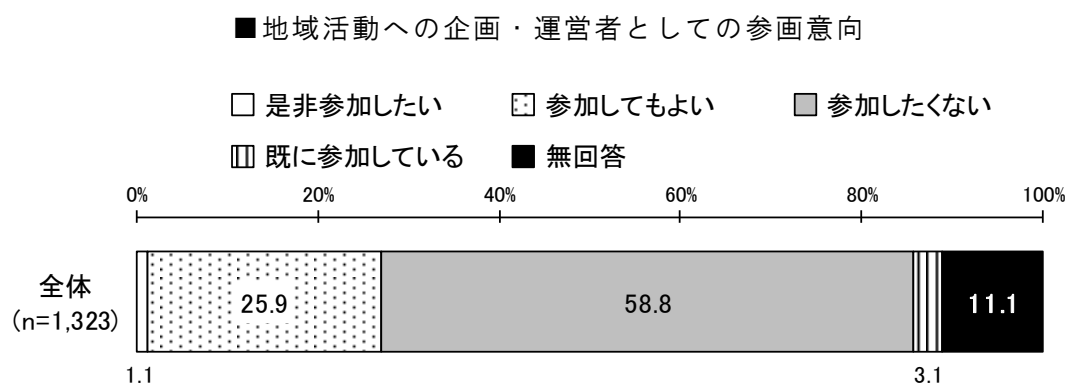
6 地域活動への参加者としての参加意向

地域活動へ参加者としての参加意向については、全体では「是非参加したい」（5.6％）と「参加してもよい」（44.0％）を合わせた“参加意向あり”の割合が49.6％で、「参加したくない」（36.9％）を上回っています。



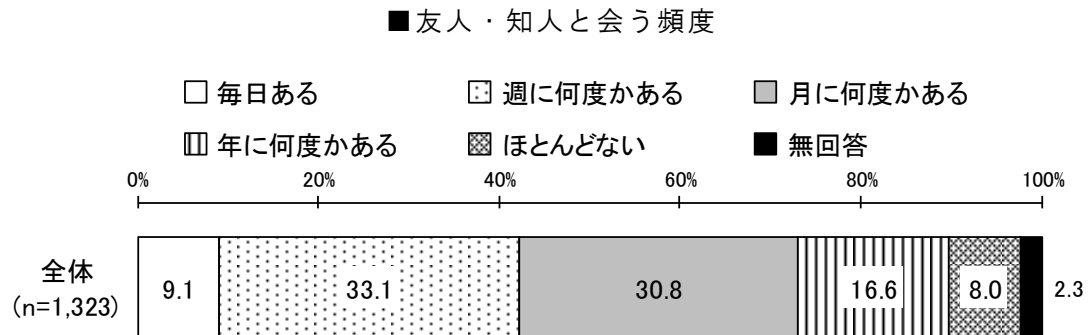
7 地域活動への企画・運営者としての参画意向

地域活動へ企画・運営としての参加意向については、全体では「是非参加したい」（1.1％）と「参加してもよい」（25.9％）を合わせた“参加意向あり”の割合が27.0％で、「参加したくない」（58.8％）のおよそ半数となっています。



8 友人・知人と会う頻度

友人・知人と会う頻度については、全体では「週に何度かある」の割合が 33.1% で最も高く、次いで「月に何度かある」(30.8%)、「年に何度かある」(16.6%) などの順となっています。

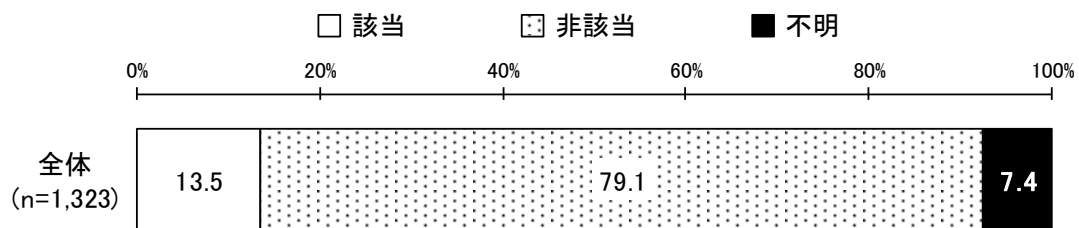


9 運動器の機能低下

運動器機能リスク判定については、全体では「非該当」の割合が79.1%で、「該当」(13.5%)を上回っています。

年齢層別でみると、「該当」の割合は年齢層が上がるにつれ増加しています。圏域別による大きな違いはみられません。

■ 運動器の機能低下

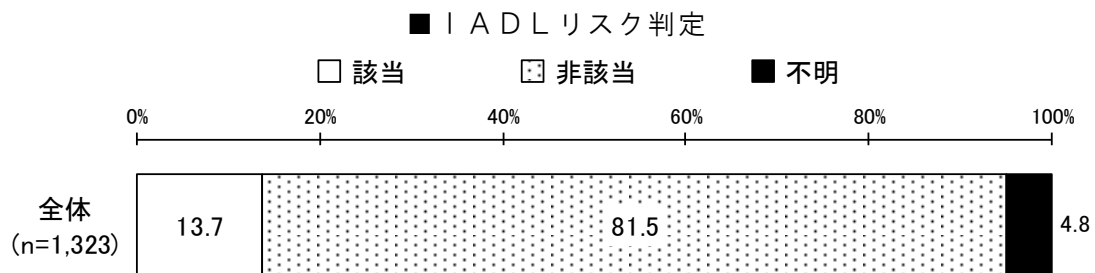


上段：n 下段：%		合計	該当	非該当	不明
全体		1,323 100.0	179 13.5	1,046 79.1	98 7.4
年齢	65～69歳	342 100.0	21 6.1	304 88.9	17 5.0
	70～74歳	381 100.0	26 6.8	332 87.1	23 6.0
	75～79歳	244 100.0	26 10.7	196 80.3	22 9.0
	80～84歳	215 100.0	45 20.9	149 69.3	21 9.8
	85～89歳	104 100.0	45 43.3	47 45.2	12 11.5
	90～94歳	23 100.0	13 56.5	9 39.1	1 4.3
	95～99歳	7 100.0	2 28.6	3 42.9	2 28.6
認定状況	要支援1	34 100.0	20 58.8	12 35.3	2 5.9
	要支援2	21 100.0	13 61.9	5 23.8	3 14.3
	一般高齢者	1,261 100.0	145 11.5	1,023 81.1	93 7.4
圏域	五泉	857 100.0	112 13.1	677 79.0	68 7.9
	村松	459 100.0	66 14.4	363 79.1	30 6.5

10 手段的自立度（I A D L リスク判定）

I A D L リスク判定については、全体では「非該当」の割合が81.5%で、「該当」（13.7%）を上回っています。

年齢層別でみると、「該当」の割合は年齢層が上がるにつれ増加しています。圏域別による大きな違いはみられません。



		合計	該当	非該当	不明
上段：n 下段：%					
全体		1,323 100.0	181 13.7	1,078 81.5	64 4.8
年齢	65～69歳	342 100.0	22 6.4	311 90.9	9 2.6
	70～74歳	381 100.0	36 9.4	332 87.1	13 3.4
	75～79歳	244 100.0	28 11.5	204 83.6	12 4.9
	80～84歳	215 100.0	41 19.1	159 74.0	15 7.0
	85～89歳	104 100.0	36 34.6	56 53.8	12 11.5
	90～94歳	23 100.0	11 47.8	11 47.8	1 4.3
	95～99歳	7 100.0	6 85.7	1 14.3	0 0.0
認定状況	要支援1	34 100.0	14 41.2	19 55.9	1 2.9
	要支援2	21 100.0	14 66.7	7 33.3	0 0.0
	一般高齢者	1,261 100.0	152 12.1	1,048 83.1	61 4.8
圏域	五泉	857 100.0	113 13.2	700 81.7	44 5.1
	村松	459 100.0	67 14.6	374 81.5	18 3.9

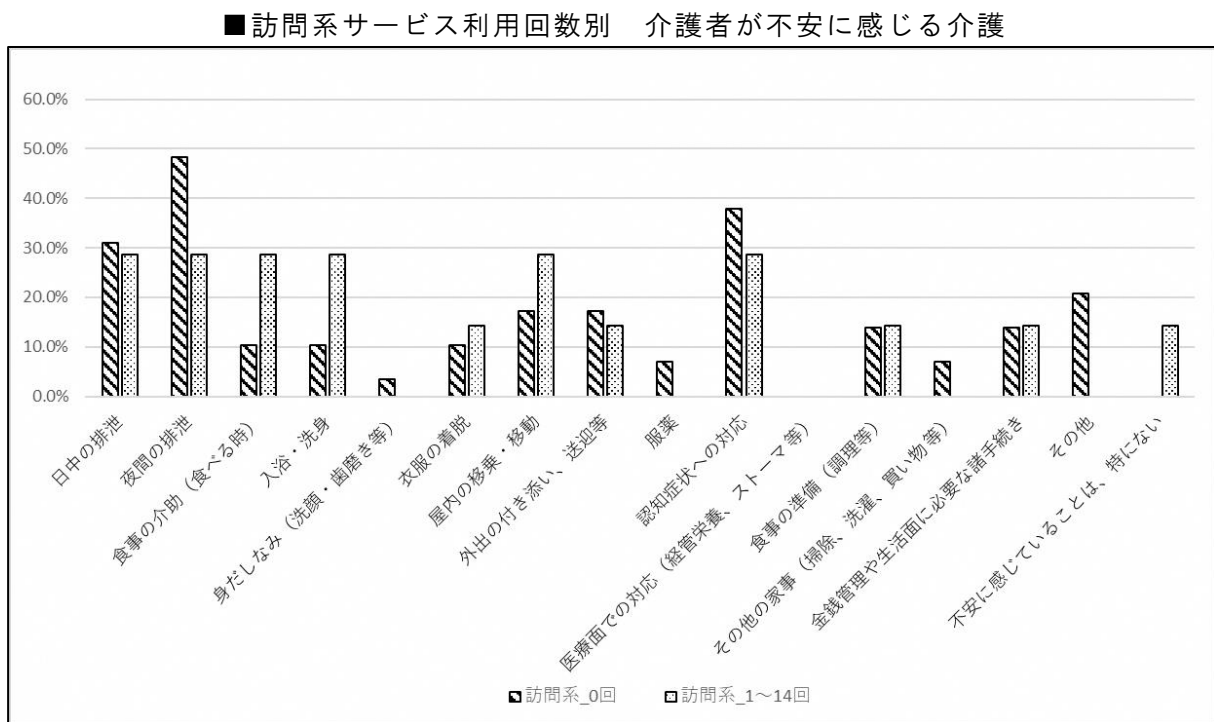
設問		1. できるし、している 2. できるけどしてない	3. できない	1問該当で 1点とし、 5点＝ 「高い」 4点＝ 「やや低い」 3点以下＝ 「低い」 4点以下がリ スク者とする
I A D L (5問)	問4(2) バスや電車で1人で外出していますか(自家用車でも可)	1. できるし、している 2. できるけどしてない	3. できない	
	問4(3) 自分で食品・日用品の買物をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしてない	3. できない	
	問4(4) 自分で食事の用意をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしてない	3. できない	
	問4(5) 自分で請求書の支払いをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしてない	3. できない	
	問4(6) 自分で預貯金の出し入れをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしてない	3. できない	

第6節 在宅介護実態調査結果の概要

Ⅰ 在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制の検討

介護者の多くが「認知症状への対応」と「夜間の排泄」について不安を感じているという傾向が得られたことから、これらに対する介護不安をいかに軽減していくかが在宅限界点の向上を図るための重要なポイントとなります。

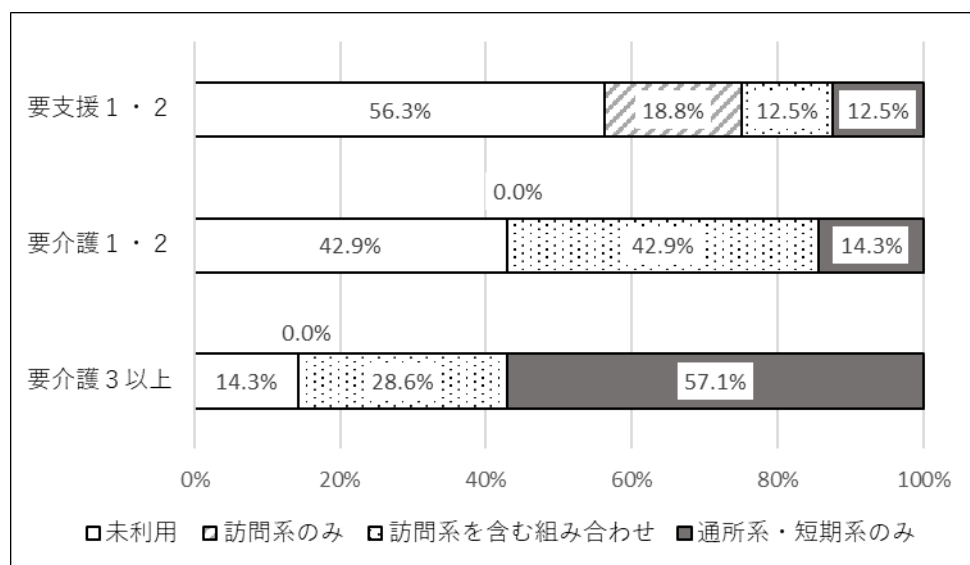
訪問系サービスを頻回に利用しているケースでは「認知症状への対応」や「夜間の排泄」に係る介護者不安が軽減される傾向がみられました。多頻度の訪問系サービスの提供を実現するためには、訪問介護サービスのみならず、柔軟なサービスの提供が可能である小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備を進めていくことが効果的であると考えます。



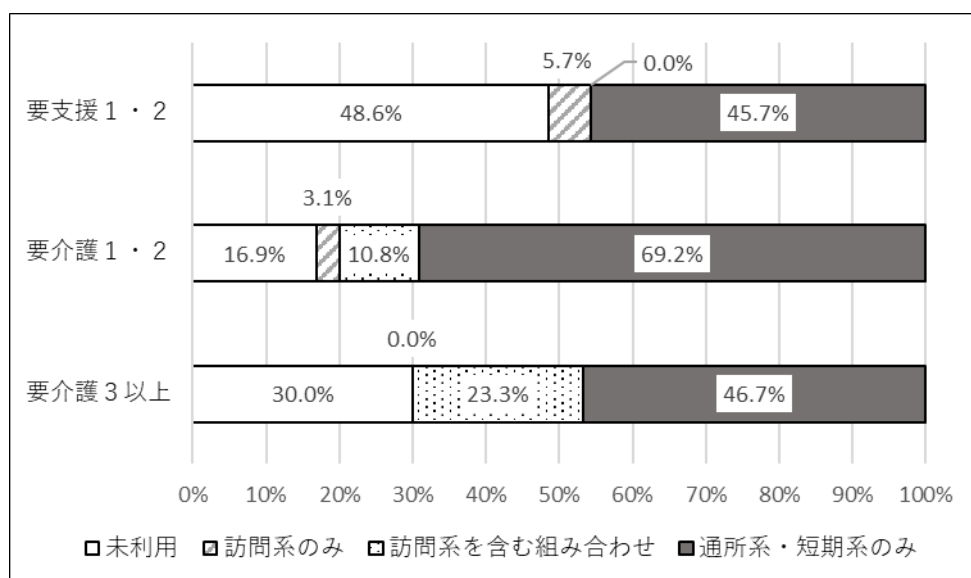
2 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制の検討

高齢者の単身世帯はその他世帯類型と比較して訪問系サービスを利用する割合が多くなっています。単身世帯は増加傾向であることから、今後も訪問系サービスの需要は伸びていくものと推測されます。また、訪問系サービスと他のサービスを組み合わせて利用できる小規模多機能型居宅介護の需要も伸びていくものと推測できます。

■（単身世帯）介護度別のサービスの組み合わせ



■（その他世帯）介護度別のサービスの組み合わせ



第7節 本市の課題

前節までに確認した現状と将来推計を踏まえれば、本市の主要課題として以下の点があげられます。

- ① 令和7年までの間、総人口、生産年齢人口、高齢者人口のいずれも減少すると見込まれますが、高齢者人口の減少が最も緩やかであり、かつ、高齢者のうち75歳以上の後期高齢者に関しては増加が見込まれます。これに従い、介護及び生活支援等の各サービス量も増加するものと考えられることから、引き続き、サービス提供体制の充実を図る必要があります。
- ② さらに、令和22年までを長期的に展望すれば、総人口が約27%、生産年齢人口が約36%減少するなかで、高齢者人口は約13%の減少であり、なかでも要介護等認定率が60.3%と介護ニーズの高い85歳以上は、約30%増加すると見込まれます。本市では、これまでも介護予防に取り組んでいますが、要介護等認定率は国、県とほぼ同水準です。令和22年を見据え、これまでに以上に多くの方の参加・参画を得て、介護予防の取組をさらに充実していく必要があります。
- ③ また一方で、介護予防の取組をさらに充実しても増加するであろうと考えられる介護等のサービス量に対応するため、必要な人材の確保・育成を図ることが求められます。
- ④ 世帯に関する推計によれば、「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は、当面、増加して、その後ほぼ横ばいで推移するとともに、その類型としては、最も要援護性の高い「高齢者単身世帯」の増加が見込まれることから、地域における日常生活の支援体制のさらなる整備が必要となります。
- ⑤ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によれば、現在治療中または後遺症のある病気について「高血圧」が42.5%と4割超の状況となっています。健康増進あるいは健康寿命の延伸といった観点から疾病予防の重要性の周知とともに、高齢者が参加しやすい健康づくり事業や介護予防事業の一層の推進が求められます。
- ⑥ 地域活動に関する全ての設問で「参加していない」と回答した割合が最も多くなっています。一方、地域づくりへ参加意向のある方は49.6%と約5割、企画・運営者としての参画意向も27.0%と約3割となっています。地域への参加を通じ高齢者の生活の質（QOL）を維持するという観点だけでなく、地域共生社会を実現する観点からも、これらの意向を実際の参加につなげ、活力ある地域活動を展開することが求められます。

- ⑦ 「運動器の機能低下」や「手段的自立度（IADLリスク判定）低下」のリスクに該当する方の割合は、80歳代で顕著に上昇しています。こうした年齢層へ到達する前の段階から、介護予防等への取組に対して、より積極的に参加していただくことが期待されます。
- ⑧ 今後、85歳以上人口の増加に伴い認知症の方の増加が想定されますが、「認知症に関する相談窓口」を知っている方の割合が低いため、有効な周知の方法を検討することが求められます。
- ⑨ 在宅介護実態調査の結果から、在宅生活の継続のためには「排泄」や「認知症状への対応」に対する介護不安を解消することと、増加傾向にある高齢者の単身世帯に対するサービスの提供体制の確立が求められます。それらの状況に対応した地域密着型サービスの整備を検討する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

前章で確認した現状及び将来推計を踏まえ、そこから導き出された諸課題に対応するため、第7期の基本方針「すべての高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと安心して生活することができる五泉市をめざします」を継続しつつ、「第2次五泉市総合計画」における「基本政策1：笑顔あふれる いきいきのまち」及び「基本政策2：信頼あふれる 安心のまち」を受け、本計画では、「笑顔と信頼にあふれ、住み慣れた地域で活躍し、健康で安心して暮らせるまち」を基本理念と設定しました。

基本理念

笑顔と信頼にあふれ、住み慣れた地域で活躍し、
健康で安心して暮らせるまち

第2節 基本方針

基本理念を実現するため、各事業分野で取り組む基本方針を次のとおりに設定しました。

基本方針1 生きがい創出と社会参加のまちづくり

「支える・支えられる」の固定的な関係に陥ることなく、高齢者が地域社会のなかで各種活動に参加しやすい環境を整備し、人と人、人と社会がつながる多様な関係性のなかで生きがいを持って暮らしていくことのできるまちづくりを推進します。

基本方針2 健康増進と介護予防のまちづくり

生活習慣の見直しや積極的な疾病予防対策を講じ、高齢者の健康づくりを進め、生活の質の維持・向上を推進するとともに、身近な通いの場など様々な場面において、認知症予防、運動機能向上、口腔機能の向上等、各種介護予防の取組を充実し、高齢者の健康状態の改善・維持・重症化の予防を推進します。

基本方針3 生活支援の充実したまちづくり

住み慣れた地域において居宅での日常生活を安心して継続的に営むことができるよう、権利擁護・虐待防止対策や居住環境の充実を含めた支援サービスを身近な地域で提供する体制の整備を図ります。

基本方針4 支え合いと連携を推進するまちづくり

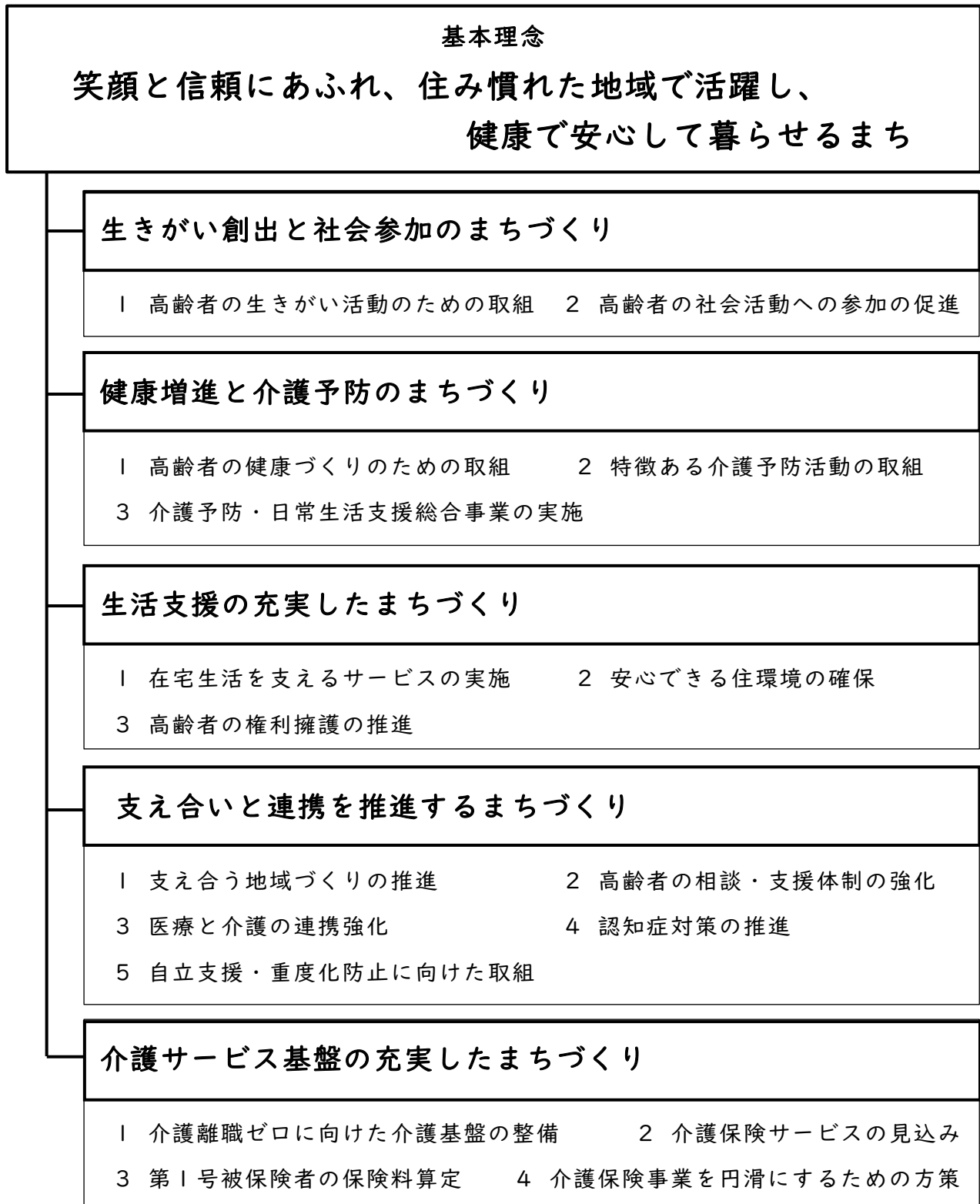
地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターを中心とした支え合いと連携によって、切れ目のないサービスを提供し、認知症の人も含めた全ての高齢者が尊厳を保ちながら穏やかに暮らすことができる体制を整備します。

基本方針5 介護サービス基盤の充実したまちづくり

要介護状態となっても、尊厳が保持され、その有する能力に応じて住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう介護保険サービスの充実を図るとともに、その担い手となる人材の確保等を含めた基盤の整備及び確保に努めます。

第3節 施策体系

基本理念である「笑顔と信頼にあふれ、住み慣れた地域で活躍し、健康で安心して暮らせるまち」を実現するため、5つの基本方針に基づき各事業を実施します。



第4節 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、市内における地理的条件、人口、交通事情など、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定して取り組むことが計画で求められています。

本市では、第7期計画に続き人口、平成18年の合併前旧市町をそれぞれ1圏域とする、「五泉圏域」及び「村松圏域」の2圏域体制を継続します。

○日常生活圏域の比較（人口と主な施設数）

		日常生活圏域	
		五泉圏域	村松圏域
人口	（人）	33,088	15,875
老人福祉センター	箇所	1	1
地域包括支援センター	箇所	1	1
在宅介護支援センター	箇所	3	2
訪問介護事業所	箇所	4	2
通所介護事業所 （地域密着型を含む）	箇所	9	5
小規模多機能型居宅介護事業所	箇所	5	4
認知症対応型共同生活介護事業所	箇所	3	3
	（人）	36	36
介護老人福祉施設	箇所	3	2
	定員（人）	240	160
地域密着型介護老人福祉施設	箇所	3	2
	定員（人）	86	58

※令和2年11月末時点の数値

第4章 生きがい創出と社会参加のまちづくり

高齢者が生き生きと充実した生活を送るには、その充実感を得るための趣味や生きがいが必要です。生きがいを持った張り合いのある生活が健康状態の維持や介護予防にもつながり、さらに趣味や生きがいづくりの活動を通し、地域において役割を持ち、仲間づくりをするなかで、閉じこもり予防や心身の健康にもつながることが期待されます。

高齢者の生きがい創出や社会参加は、「支える・支えられる」の固定的な関係ではなく、共生したまちづくりのための基盤として位置づけ、各種事業を推進します。

第1節 高齢者の生きがい活動のための取組

1 敬老事業・金婚式事業

敬老会や金婚式の開催などにより市民全体が高齢者の福祉についての理解を深め、かつ高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることで、活力ある長寿社会の実現を目指します。

2 ひとり暮らし老人招待事業

ひとり暮らし高齢者の相互交流により、生きがいづくりを創出します。

3 健康農園等助成事業

高齢者の生きがい対策と健康づくりを目的として、市内に健康農園を2箇所設けています。

第2節 高齢者の社会活動への参加の促進

1 シルバー人材センター支援事業

シルバー人材センターは、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進を図ることを目的に事業を展開しています。

今後も就業の場を求める高齢者の増加がなお一層見込まれることから、高齢者の活力ある地域社会づくりを促進するため、シルバー人材センターの事業運営を支援していきます。

2 老人クラブ育成

老人クラブ組織は、高齢者自身が地域社会における役割を見だし、生きがいをもって積極的に社会に参加していくための重要な基盤です。会員数と団体数の維持と確保に向け、今後も本事業を継続し、老人クラブ事務局と協力体制を築きながら支援を実施します。

3 集会施設等改修補助金

地域住民の福祉の向上に寄与するため、町内会等が集会施設に手すりの取り付けや段差解消等のバリアフリー化を行う場合にその費用の一部を補助します。

4 ごせん乗合タクシー「さくら号」回数券購入助成事業

高齢者が気軽に買い物や通院、公共施設等を利用できるよう利便性の向上と外出の機会を確保するため、ごせん乗合タクシー回数券を購入した際に 1 回分の無料乗車券を助成します。

5 馬下保養センター運営管理事業

地域の高齢者が明るく豊かな生活を送り、健康づくりの場、憩いの場・交流の場として活用されるよう、利用者ニーズに即した管理運営を行うとともに、更なる利用促進に向けて情報発信に努めます。

6 老人福祉センター維持管理事業

老人福祉センターを五泉地区及び村松地区にそれぞれに 1 カ所設置しています。公衆浴場の代替、あるいは高齢者の自主的な学習・憩いの場として利用されています。今後も、利用者ニーズに即した管理運営を行うとともに、更なる利用促進に向けて情報発信に努めます。

○老人福祉センターの整備状況

	日常生活圏域	令和 2 年度末時点	整備計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設数 (箇所)	五泉圏域	1	0	0	0
	村松圏域	1	0	0	0

第5章 健康増進と介護予防のまちづくり

生活習慣の見直しや積極的な疾病予防対策を講じ、高齢者の健康づくりを進め、生活の質の維持・向上とフレイル対策を推進します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業による訪問・通所等の様々な場において、認知症予防、運動機能向上、口腔機能の向上等、各種介護予防の取組を充実するとともに、効果の検証を踏まえながら高齢者の健康状態の改善・維持・重症化の予防に努めていきます。

第1節 高齢者の健康づくりのための取組

健康づくりのための取り組みは、五泉市健康増進計画(第2次後期)や五泉市特定健康診査等実施計画(第3期)、五泉市国民健康保険データヘルス計画(第2期)に基づき、特定健診や各種検診による早期発見と生活習慣の予防の推進をはかり、生活習慣の改善に努めています。また重症化防止のための取り組みとして、糖尿病や高血圧の方に対しての指導や受診勧奨も行っています。

健診の結果を見ると特定健診受診者では血糖、75歳以上の健診受診者では血糖、血圧で保健指導判定値以上の割合が高いです。また65歳以上で低栄養傾向の方(BMI20以下)の方の割合は、県や国と比べて高く、今後フレイル対策も必要です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果の介護・介助が必要となっている要因として多い脳卒中は、高血圧も深く関係しており、生活習慣の見直しや健診、受診の継続により早期発見や重症化を予防していく必要があります。

高齢者は加齢に伴い慢性疾患が増えることに加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったフレイル状態になりやすく、疾病予防と介護予防は切り離すことはできません。

市民が自ら病気の予防や悪化防止、健康増進、体力づくり、フレイル対策により効果的に取り組むことができるよう、介護予防と保健事業との一体化に向け関係課と連携していきます。

第2節 特徴ある介護予防活動の取組

Ⅰ 在宅介護支援センター運営事業

本市では、2か所の地域包括支援センターのほかに、委託運営により中学校校区の5か所で在宅介護支援センターを設置し、各お茶の間サロンにおいて介護予防のための教室をきめ細かく展開して、多くの方が参加されています。また、在宅介護支援センターには、高齢者実態把握訪問事業を通じて、介護予防が必要な人の掘り起こしや必要な介護予防活動を紹介する活動を実施しています。

今後も、地域包括支援センターにつなぐためのブランチ（窓口）として、住民により身近な地域における相談支援や地域づくりを推進します。

○在宅介護支援センターの整備状況

	日常生活圏域	令和2年度末時点	整備計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	五泉圏域	3	0	0	0
	村松圏域	2	0	0	0

第3節 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

Ⅰ 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する事業です。

(1) 介護予防教室の開催

一般介護予防事業として行っている教室は、人気があり参加者が増えている教室がある一方で、参加者が固定化している教室もあります。今後も、参加者やボランティアなどの関係者と意見交換を行いながら、より良い形での開催を検討し、新たに参加したい人が選択して参加できる場を増やしてきます。

○事業の実施状況と見込み

		実 績			計 画		
延参加人数（人）		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
転倒 予防 教室	【五泉地区】 ころばん塾	1,202	728	544	550	550	550
	【村松地区】 リフレッシュ 教室	655	355	256	260	260	260
筋力 向上 教室	【五泉地区】 筋力向上教室	161	116	78	96	96	96
	【村松地区】 筋力向上教室	95	94	86	96	96	96
日常 生活 訓練 事業	男の料理教室 初級講座	23	15	感染症予防 のため中止	23	23	23

（２）通いの場の創出

介護予防教室終了後も活動的な状態を維持するため、多様な通いの場を創出することが必要です。自主活動グループの活動が継続するよう支援していきます。

（３）いきいきシニアプラザむらまつ

平成 29 年 2 月に高齢者が楽しみや張り合いをもって通える居場所として、「いきいきシニアプラザむらまつ」を開設しました。

歌や軽運動、ゲーム、小物作り等のプログラムを通じて、楽しみながら行える介護予防を推進していきます。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	984	1,235	494	1,200	1,300	1,400

2 介護予防・生活支援サービス事業

（１）訪問型サービス事業

訪問介護員（ホームヘルパー）等が要支援者等の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスを実施します。

本市では、旧介護予防訪問介護に相当するサービスである「訪問介護に相当するサービス」を実施します。

○事業の実績と見込み

利用者数（人）	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護相当サービス	111	112	121	124	127	130

（２）通所型サービス事業

要支援者等がデイサービス等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言及び健康状態の確認等日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスを実施します。

本市では、旧介護予防通所介護に相当するサービスである「通所介護相当サービス」、有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援である「通所型サービスＢ」として「きなせや悠遊館」、保健・医療の専門職により３～６か月の短期間で行われる「通所型サービスＣ」として「口腔機能向上・栄養改善複合教室（老化に勝つ！）」、「運動器機能向上教室（骨コツ教室、パワーアップ教室）」、「初期認知症介護予防事業（スクエアステップ教室）」を実施しています。

課題として、通所型サービスＢ希望者の受け入れ先が、市内に１箇所しかないことが挙げられます。今後は通所型サービスＢの立ち上げに向け、通所型サービスＣの内容や市の支援体制の検討が必要です。

○事業の実施状況と見込み

利用者数（人）		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護相当サービス		277	314	335	344	352	360
通所 Ｂ	きなせや 悠遊館	3,516	3,011	2,700	3,500	3,500	3,500
通所 Ｃ	老化に勝つ！	58	40	60	90	90	90
	骨コツ教室	493	314	242	330	330	330
	パワーアップ 教室	246	228	132	180	180	180
	スクエア ステップ教室	448	390	480	720	720	720

第6章 生活支援の充実したまちづくり

高齢になると、日常生活の中で困難なことや不安なことが多くなってくるため、一人暮らし高齢者等の日常生活を支援する福祉サービスの充実が重要となっています。

長期的に要介護性の高い高齢者単身世帯等の増加が見込まれるなか、引き続き、高齢者が安心して生活できるよう、調理・掃除などの家事支援、買い物・通院などの外出支援、あるいはゴミ出しや高い所の電球の交換、庭の草取りなど、日常生活を支援するためのサービスを充実するとともに、家族の介護の労を少しでも軽減するためのサービスを含めた充実を図り、より利用しやすいサービスの提供に努めます。

第1節 在宅生活を支えるサービスの実施

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅生活を継続するための支援や介護者の負担の軽減を図るための福祉サービスを実施します。

1 家族支援事業

事業名	事業内容
家族介護者支援事業	要介護2以上の高齢者を自宅で介護している家族に市内の公共温泉施設で使える割引券を支給します。
家族介護慰労給付費	要介護4～5の高齢者等を在宅で介護している家族に慰労金を支給します。
在宅寝たきり老人等介護手当扶助金	在宅で常時おむつを使用している寝たきり高齢者等を介護している家族に介護手当扶助金を支給します。
介護者のつどい	家族ならではのさまざまな悩みや思いを話し合ったり、お互いの立場を理解したうえでアドバイスしたりなど、家族のための交流会です。五泉圏域、村松圏域で月に1回開催しています。
徘徊高齢者家族支援サービス事業	認知症のある高齢者が徘徊した場合にGPSを活用して居場所を特定し、家族に連絡して事故を防止します。
介護用品支給事業	要介護4～5の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯に、介護用品券を支給します。

2 高齢者生活支援事業

事業名	事業内容
軽度生活援助事業	一人暮らし高齢者等に対し、安心して在宅で暮らせるように、買い物や外出時の付添、家屋内の整理など日常生活上必要と認める軽易な作業について援助をします。
緊急通報装置貸与事業	在宅の一人暮らし高齢者に対し、緊急通報装置を貸与し、緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。
高齢者ショートステイ事業	在宅での日常生活が一時的に困難になった場合に、養護老人ホームを利用した短期間の宿泊による支援を行います。
高齢者生活安全訪問	地域との交流が少ない一人暮らし高齢者に対して、安否確認等のため定期的に訪問又は電話連絡を行います。一人暮らし高齢者は年々増加傾向にあるため、今後も需要は増していくと思われます。
老人世帯等雪おろし援助事業	自力で雪おろしができない一人暮らし高齢者等へ、雪おろし費用の一部を補助します。
ひとり暮らし高齢者緊急医療情報キット配布事業	かかりつけ医療機関や緊急連絡先等の情報保管キットを、民生委員を通して配布します。
福祉電話設置事業	電話のない低所得の一人暮らし高齢者に対し電話を設置し、福祉増進を図ります。
地域ふれあい事業	高齢者の自立の促進と介護者の介護負担の軽減を図られるよう、介護用ベッドのレンタルを行います。
老人日常生活用具給付費	低所得の一人暮らし高齢者等に対し日常生活用具（火災警報器・電磁調理器等）を給付することにより、在宅での生活の利便性及び安全性を確保し、福祉増進を図ります。
要介護老人福祉用具給付事業	一人暮らし高齢者等に対し、福祉用具（シルバーカー）等を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するとともに、介護者の負担軽減を図ります。
高齢者・障がい者向け安心住まいの整備補助金	介護保険の住宅改修に上乗せする形で補助金を支給し、高齢者や障がい者が安心して自立した生活ができるように、在宅環境を整えることができるよう支援します。
高齢者・障がい者向け住宅整備資金貸付	高齢者又は障がい者のいる世帯が、身体状況に適した住宅に増改築等する際に要する資金の貸付けを行います。
ひとり暮らし高齢者老人福祉センター無料利用券交付事業	一人暮らし高齢者に対し老人福祉センターの無料利用券を交付し、健康とうるおいある日常生活の実現と、老人福祉の増進を図ります。
高齢者及びひとり親家庭公衆浴場無料入浴事業	家庭内に入浴設備のない高齢者及びひとり親家庭に公衆浴場及び老人福祉センターの無料入浴券を交付し、保健衛生の向上と福祉の増進を図ります。

3 在宅介護支援事業

事業名	事業内容
高齢者緊急短期入所サービス事業	在宅での日常生活に支障がある高齢者について、身体上若しくは、精神的状況、在宅環境の状況を勘案し緊急で入所が必要な高齢者を支援します。
寝具類等洗濯乾燥消毒事業	要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者等の寝具類の衛生管理を行うことで、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことができるよう支援します。
認知症高齢者介護支援事業（要介護者支援事業）	認知症により介護が困難な方について、介護保険に上乗せしてサービスが利用できるよう支援しています。
訪問理美容サービス事業	理髪店や美容院での散髪が困難な在宅の寝たきり高齢者に対して、在宅でのサービスが受けられるように支援します。

4 任意事業

事業名	事業内容
食の自立支援事業	一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等で「食」に関する支援が必要であると認められた人を対象として、栄養改善や見守りを目的として、健康で自立した生活を継続することができるよう支援します。

第2節 安心できる住環境の確保

1 生活支援ハウス運営事業

身の回りのことは自分でできるけれども、一人で生活が続けることが不安な低所得の高齢者を対象とした施設として「生活支援ハウスすもとの里」があります。

今後も、入所判定会議を行い入所の可否を決定して、必要とする高齢者の住まいの確保を実施します。需要は高まり待機者が増えると思われます。

○生活支援ハウスの整備状況

	令和2年度末時点	整備計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	1	0	0	0
定員	17	0	0	0

2 養護老人ホーム入所措置事業

在宅での日常生活に支障がある高齢者について、身体上若しくは精神的状況、在宅環境の状況、経済状況などを総合的に勘案して、入所判定会議を行い「養護老人ホーム桜花寮」へ入所措置を行います。老人福祉法に定められた市町村の措置事務として実施しています。

今後も、民生委員などと緊密な連携を図り、要保護高齢者の把握に努めるとともに個別ケースに応じた支援を実施します。

○養護老人ホームの整備状況

	令和2年度末時点	整備計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	1	0	0	0
定員	100	0	0	0

3 有料老人ホーム等設置状況の把握

全国的に有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、居住支援の一環として、県と連携してこれらの設置状況を把握します。また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図る観点から、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県への情報提供を行います。

○特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

	施設数	総定員数	総戸数
有料老人ホーム（住宅型）	2	19	-
有料老人ホーム（介護型）	-	-	-
サービス付き高齢者向け住宅（有料該当）	1	-	22
サービス付き高齢者向け住宅（有料非該当）	-	-	-

第3節 高齢者の権利擁護の推進

高齢期には、判断能力の低下や認知症の症状により、虐待などの人権や権利が侵害されるリスクが高まります。虐待など高齢者の尊厳の侵害は、早期発見・早期対応が重要なことから、地域包括支援センターに配置する社会福祉士を中心として、成年後見制度の周知と普及や消費者の被害防止など高齢者の権利を守るための体制を整備するとともに、関係機関と連携し、地域で見守る体制の充実を図ります。

Ⅰ 成年後見制度の普及

認知症などで、高齢者の判断能力が不十分となった場合など、成年後見制度の利用の支援などを行います。

今後も引き続き成年後見制度利用に関する普及啓発を続けていくとともに、関係部署と連携した成年後見制度市長申立の迅速な申請手続きを行います。

○事業の実績と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用相談件数（件）	13	11	10	10	10	10
五泉市成年後見制度 利用支援事業 利用件数（件）	7	8	7	8	8	8
五泉市社会福祉協議会 法人後見事業 利用件数（件）	1	2	1	1	1	1

2 虐待防止

認知症高齢者の増加とともに、複合的な問題を抱えるケースが増加しています。市内の医療機関、介護保険事業所、警察、民生委員などの関係団体・機関と定期的に会議を行い、高齢者虐待の防止・早期発見の啓発に努めるとともに、介護支援専門員等の関係職員に対して、虐待予防のための関わりについて、継続的に研修会を行っています。

○事業の実績と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待防止ネットワーク 会議の開催 開催回数（回）	13	11	10	10	10	10
出前講座の開催 参加者数（人）	7	8	7	8	8	8
介護保険事業所関係職 員向け研修会の開催 開催回数（回）	1	2	1	1	1	1

3 消費者被害の防止

警察や商工観光課などとともに、振り込め詐欺などの特殊詐欺や送りつけ商法などの消費者被害の予防について啓発を行ってきましたが、毎年これらの被害に遭う高齢者は後を絶ちません。消費者被害の手口も巧妙化しているため、繰り返しの注意喚起を行うなど消費者被害防止の啓発活動を継続する必要があります。

地域包括支援センターでは、9月と2月の新潟県高齢者見守り強化月間に、スーパーの店頭などでチラシを配布し被害に遭わないよう呼びかけをしています。今後も、五泉市消費者被害防止見守りネットワーク及び五泉市消費者安全確保地域協議会と連携した啓発活動を行い消費者被害の防止について努めます。

万が一被害に遭った場合、消費生活相談センターや地域包括支援センター等が契約の確認やクーリングオフの手続きなどの相談を受けます。

第7章 支え合いと連携を推進するまちづくり

本市においても、地域のつながりが希薄化するなかにあって、住民どうしの支え合い、共助のしくみを作っていくことが、私たちの五泉市を住みやすいまちにしていくなための重要課題となっています。

これまでも、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に提供することができる地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んできましたが、本計画では、高齢者のみならず、障がいのある方や子育て世代等も含めた地域共生社会の実現を視野に入れながら、地域包括支援センターを中核とした地域包括ケアシステムの更なる充実を目指します。

第1節 支え合う地域づくりの推進

住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、住民どうしがつながり、支え合って暮らしていくことを支援する「生活支援コーディネーター」を配置しています。地域包括支援センターと在宅介護支援センターがその役割を担っています。生活支援コーディネーターが地域に出向き、皆さんの困りごとや資源を把握し、地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう、「五泉市生活支援体制整備事業」として、地域の支え合いを広め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

五泉市生活支援体制整備協議体

協議体は住民が主体となって「地域にこんなことがあったらいい」を実現させるために話し合う場です。

【五泉市】

- ・サービス等構築に係る経済的支援
- ・サービス構築時の技術的助言
- ・企業、団体等との連携支援
- ・先進事例等の情報提供 など



【生活支援コーディネーター（SC）】

市と連携し、協議体の活動を支援します。



協議体は、地域住民や地域の活動団体など、活動意欲のある人で構成します。
地域住民の皆さんは、協議体により生み出される支え合い活動などの担い手としてもご活躍いただきます。

地域が抱える困りごとや地域ニーズの把握

既にある支え合い活動など、社会資源の把握

まちの将来ビジョンの設定

必要な支え合い活動、生活支援サービス等の創出



ワイワイ・ガヤガヤ雑談しながら、色々なアイデアを出し合い、地域の支え合い体制をつくりあげていきます。
生活支援サービスは、必要に応じて民間企業など、外部の団体の協力を得ながら地域ニーズにマッチしたサービスを構築します。

地域特性・伝統など

住民ニーズ

地域の人材

第2節 高齢者の相談・支援体制の強化

五泉市は直営の地域包括支援センターを2か所、委託運営の在宅介護支援センターを5か所開設しています。高齢者自身が困ったとき、あるいは家族が高齢者についての困りごとを抱えた時、すぐに相談できるよう、広報活動を行っています。

一人暮らしや認知症など複合的な課題を抱えた事案も増えていきます。介護サービスのみならず、民生委員、くらしの支援センター、シルバー人材センター、民間企業、ボランティア、NPO等多様な見守りや支援体制が必要となっています。これらの支援事例を通して、地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの連携、さらに認知症初期集中支援チームや地域ケア会議、法テラスなどの様々な仕組みや機関を活用して医師や弁護士などの専門職とも連携しながら、支援技術の向上を図っていきます。

○地域包括支援センターの整備状況

	日常生活圏域	令和2年度末時点	整備計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	五泉圏域	1	0	0	0
	村松圏域	1	0	0	0

第3節 医療と介護の連携強化

今後、高齢者人口が増えていくことに伴い、医療を必要とする高齢者も必然的に増えていきます。本市内にある入院医療施設において、限られた社会資源である病床を最大限に活用するために、在宅医療を推進していくことが重要です。また、医療を必要とする高齢者と家族を24時間365日支えるためには、医療と介護が連携して支援することが求められます。

本市では、五泉市東蒲原郡医師会をはじめとする関係各団体、事業者とともに、医療と介護の連携を強化し、体制を整備していきます。

1 連携体制の整備

在宅医療と介護との連携について関係者の相互理解を深め、地域の課題を共有し、連携を強化するための取り組みを行います。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
五泉市在宅医療・介護ネットワークの会 実行委員会の開催 開催回数(回)	2	2	2	2	2	2
多職種連携研修会 参加者数(人)	81	78	47	100	100	100
事例から学ぶ看取り研修会 参加者数(人)	44	53	47	86	86	86
ICT連携システム研修会 参加者数(人)	18	33	0	70	70	70

2 「いずみネット」

「いずみネット」とは、自宅等で充実した医療・介護サービスを受けられるために、身体や生活の状況等の情報や提供されたサービスの内容等を医療・介護関係者間において、的確に共有することを目的に整備されたシステムです。

このシステムを用いて患者の様子や状態の変化を支援者が共有することで、連携による質の高いサービスが提供できるよう、五泉市東蒲原郡医師会と協力してシステムの活用を推進します。

3 在宅医療推進のための市民啓発

在宅医療は、市民の理解なしには進めていくことはできません。かつては一般的だった在宅での終末期療養を含め、市民が人生の最終段階をどのように過ごしたいのか、在宅医療に関する市民の理解を促進する講座を開催し、療養に関する選択肢のなかから市民が自己決定できるよう啓発を行います。

第4節 認知症対策の推進

Ⅰ 基本的事項

国の「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、認知症バリアフリーの取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めていきます。

※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。

※「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

本市では「認知症になっても本人や家族が安心して暮らせる五泉市」を実現することを目的に「五泉市認知症対策推進計画（第4期）」を策定し、各施策を推進することとします。

2 五泉市認知症対策推進計画（第4期）による施策体系

以下の施策体系のとおり4つの基本目標を定め、これに基づき各事業を実施します。

「認知症になっても本人や家族が安心して暮らせる五泉市」

基本目標1 認知症に関する正しい知識の普及啓発

認知症講演会、出前講座の開催
認知症サポーター養成講座の開催
認知症サポーターフォローアップ講座の開催
認知症への関心が低い人たちへの窓口周知
金融機関や小売業など様々な団体に対しての認知症の啓発活動

基本目標2 認知症の早期発見と予防・悪化防止の推進

地域包括支援センター、在宅介護支援センターによる相談の実施
初期集中支援チームによる相談支援の実施と関係機関との連携
初期認知症予防教室の実施と自主化への働きかけの実施
五泉中央病院認知症疾患センターとの連携
高齢者の居場所づくりのための研修会
お茶の間サロンの開催支援の継続

基本目標3 認知症ケアの充実と関係機関の連携体制づくり

認知症に関する地域ケア会議の開催
「五泉市認知症あんしんガイド」の評価と見直し
認知症に関する介護支援専門員向けの研修会の開催

基本目標4 地域で支える体制づくりと家族支援

高齢者等見守りネットワーク「つながるねっと」の拡大・充実
「認知症地域あんしん見守り訓練」の開催
高齢者の権利擁護に関する市民向け講演会や出前講座の開催
高齢者虐待防止のための関係者向け講演会の開催
介護者のつどいの開催

第5節 自立支援・重度化防止に向けた取組

地域ケア会議や自立支援型地域ケア個別会議を積み重ねて行くことで、地域の課題を明らかにし、支援や介護が必要な状態になっても、生きがいや役割をもちながら、その人のもっている能力に応じた自立した生活を送るために必要な支援が提供できるよう、関係者の支援技術の向上をめざした取り組みを行います。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議 開催回数(回)	10	7	10	15	15	15
自立支援型地域ケア個別 会議開催回数(回)	2	2	2	3	3	3
介護支援専門員を対象 とする研修会の開催 開催回数(回)	5	4	4	4	4	4

第8章 介護サービス基盤の充実したまちづくり

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して生活するため、介護保険事業を健全かつ円滑に運営し、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、サービス基盤の充実を図るとともに、その担い手となる人材の確保等を含めた基盤の整備及び確保に努めます。

第1節 介護離職ゼロに向けた介護基盤の整備

できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域密着型サービスの提供基盤の充実を図ります。

介護者が就労を継続しながら在宅での介護を継続できるよう、日常生活圏域ごとに小規模多機能型居宅介護事業所の整備を計画します。また、他市町村と比較して事業所数が少ない認知症対応型共同生活介護事業所についても整備を計画し、認知症高齢者の地域での生活の継続を支援します。

また、他のサービス種別から地域密着型サービスへの転換については、事業者の意向を踏まえて、地域全体として適切なサービス提供量となるよう整備を進めてまいります。

なお、施設整備を検討するにあたっては令和7年と令和22年の高齢者人口や要介護認定者数の推移を見据えて計画しています。

■新設整備する地域密着型サービス

サービス種別	日常生活圏域	事業所数	定員
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	五泉圏域	1	29
	村松圏域	1	29
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護		1	18

■他のサービス種別から地域密着型サービスへの転換

転換前のサービス種別	転換後のサービス種別	事業所数	定員
有料老人ホーム	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	1	9

■地域密着型サービスから他のサービス種別への転換

転換前のサービス種別	転換後のサービス種別	事業所数	定員
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	1	28

○介護保険施設等の整備計画

			箇所数	令和2年 度末時点	整備計画			令和5年 度末時点		
			定員		令和3年度	令和4年度	令和5年度			
特別養護老人ホーム		箇所数	5	(転換)1	0	0	6			
		定員	400	42	0	0	442			
	うちユニット型	箇所数	2	0	0	0	2			
		定員	120	0	0	0	120			
介護老人保健施設			箇所数	1	0	0	1			
			定員	90	0	0	0	80		
介護医療院			箇所数	0	0	0	0			
			定員	0	0	0	0	0		
介護療養型医療施設			箇所数	0	0	0	0			
			定員	0	0	0	0	0		
特定施設 (地域密着型を含む)			箇所数	0	0	0	0			
			定員	0	0	0	0	0		
地域密着型サービス	地域密着型 特定養護 老人ホーム		箇所数	5	(転換)▲1	0	0	4		
			定員	144	▲28	0	0	116		
		五泉 圏域	箇所数	3	(転換)▲1	0	0	2		
			定員	86	▲28	0	0	58		
		村松 圏域	箇所数	2	0	0	0	2		
			定員	58	0	0	0	58		
		うち ユニット型		五泉	4	0	0	0	4	
				五泉	116	0	0	0	116	
			五泉 圏域	五泉	2	0	0	0	2	
				五泉	58	0	0	0	58	
	村松 圏域		五泉	2	0	0	0	2		
			五泉	58	0	0	0	58		
	認知症対応型 共同生活介護			箇所数	6	0	(転換)1	1	8	
				定員	72	0	9	18	99	
				五泉 圏域	箇所数	3	0	0	※	※
					定員	36	0	0	※	※
				村松 圏域	箇所数	3	0	(転換)1	※	※
					定員	36	0	9	※	※
	小規模 多機能型 居宅介護			箇所数	9	0	2	0	11	
				五泉	箇所数	5	0	1	0	6
				村松	箇所数	4	0	1	0	5

※認知症対応型共同生活介護の令和5年度の整備計画については、圏域を指定せずに事業者を公募する予定です。

第2節 介護保険サービスの見込み

Ⅰ 居宅サービス

居宅における自立した生活が継続できるよう、そのための支援を目的としたサービスが居宅サービスです。要支援Ⅰと要支援Ⅱの方を対象とする介護予防サービス（予防給付）、要介護Ⅰから要介護Ⅴまでの認定者の方を対象とする居宅サービス（介護給付）に区分されています。

第7期での利用実績及び本計画での要介護等認定者数の推計値をもとに、以下のサービス見込量を算出しました。

（Ⅰ）訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの身体介護や、掃除、洗濯、食事づくりなどの生活支援を行うサービスです。

○サービスの利用実績と見込み （1か月当たり）

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人）	268	275	276	295	299	304
利用回数（回）	5,140	5,654	6,243	6,675	6,816	6,966
利用回数 計画値（回）	5,652	5,995	6,296			
対計画比	90.9%	94.3%	99.2%			

（Ⅱ）訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

○サービスの利用実績と見込み （1か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	0	0	0	0	0	0
	利用回数（回）	0	0	0	0	0	0
	利用回数 計画値（回）	4	4	4			
	対計画比	-	-	-			
介 護 給 付	利用人数（人）	10	11	12	12	12	12
	利用回数（回）	46	52	54	55	55	55
	利用回数 計画値（回）	71	62	55			
	対計画比	64.8%	83.9%	98.1%			

（３）訪問看護／介護予防訪問看護

医学的な管理が必要な在宅療養者などが安定した療養生活を送ることができるよう、看護師や理学療法士などが家庭を訪問し、医師の指示に基づいた病状の観察や、心身機能や生活機能の維持回復をめざすものです。

○サービスの利用実績と見込み

（１か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度 （見込み）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予 防 給 付	利用人数（人）	6	18	18	18	18	18
	利用回数（回）	36	124	103	123	123	123
	利用回数 計画値（回）	14	14	14			
	対計画比	257.1%	885.7%	728.6%			
介 護 給 付	利用人数（人）	57	76	86	92	96	99
	利用回数（回）	270	452	458	550	574	593
	利用回数 計画値（回）	345	371	401			
	対計画比	78.3%	121.8%	114.2%			

（４）訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士などが、家庭を訪問して必要リハビリテーションを行うことにより心身機能の維持回復を図るものです。

○サービスの利用実績と見込み

（１か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度 （見込み）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予 防 給 付	利用人数（人）	22	7	0	7	7	7
	利用回数（回）	174	57	0	57	57	57
	利用回数 計画値（回）	184	165	218			
	対計画比	94.6%	34.5%	－			
介 護 給 付	利用人数（人）	46	14	1	14	14	15
	利用回数（回）	405	97	5	100	100	108
	利用回数 計画値（回）	549	580	647			
	対計画比	73.8%	16.7%	0.8%			

（５）居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが通院困難な方の家庭を訪問し、療養上の管理指導により療養生活の質の向上を図るサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

（１か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度 （見込み）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予 防 給 付	利用人数（人）	3	7	12	21	21	21
	利用人数 計画値（人）	2	2	2			
	対計画比	150.0%	350.0%	600.0%			
介 護 給 付	利用人数（人）	37	42	47	60	60	60
	利用人数 計画値（人）	40	45	50			
	対計画比	92.5%	93.3%	94.0%			

（６）通所介護

できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、通所介護施設（デイサービスセンター）において、日常生活の世話（入浴や食事など）や、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

（１か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度 （見込み）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用人数（人）		771	757	717	765	775	781
利用回数（回）		6,968	7,073	7,097	7,501	7,596	7,655
利用回数 計画値（回）		7,745	8,017	8,325			
対計画比		90.0%	88.2%	85.2%			

（７）通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院などのデイケアセンターにおいて、医師の指示に基づいて理学療法士や作業療法士などが必要なリハビリテーションを提供すること、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

（１か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度 (見込み)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予 防 給 付	利用人数（人）	25	29	63	63	63	64
	利用人数 計画値（人）	36	38	41			
	対計画比	69.4%	76.3%	153.7%			
介 護 給 付	利用人数（人）	124	123	123	126	128	129
	利用回数（回）	1,025	991	1,018	1,009	1,022	1,030
	利用回数 計画値（回）	880	952	1,059			
	対計画比	116.5%	104.1%	96.1%			

（８）短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などの介護施設に短期間入所し、介護や機能訓練を受けることで、利用者の身体機能の維持と家族の身体的、精神的負担の軽減を図るサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

（１か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度 (見込み)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予 防 給 付	利用人数（人）	12	13	11	13	13	13
	利用日数（日）	61	69	40	69	69	69
	利用日数 計画値（日）	52	53	53			
	対計画比	117.3%	130.2%	75.5%			
介 護 給 付	利用人数（人）	369	361	344	351	361	367
	利用日数（日）	3,925	3,890	4,123	3,776	3,910	3,988
	利用日数 計画値（日）	3,921	4,071	4,167			
	対計画比	100.1%	95.6%	98.9%			

（９）短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、医学的管理下で看護、介護、リハビリテーションなどの介護を受けるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

（１か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度 （見込み）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予 防 給 付	利用人数（人）	0	0	0	0	0	0
	利用日数（日）	0	0	0	0	0	0
	利用日数 計画値（日）	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			
介 護 給 付	利用人数（人）	6	7	5	8	8	8
	利用日数（日）	34	44	38	52	52	52
	利用日数 計画値（日）	17	23	29			
	対計画比	200.0%	191.3%	131.0%			

（10）福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下して日常生活に支障がある人の自立を支援するため、介護ベッド、車椅子、歩行器などの福祉用具を借りることができるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

（１か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度 （見込み）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予 防 給 付	利用人数（人）	194	215	242	256	267	278
	利用人数 計画値（人）	215	241	275			
	対計画比	90.2%	89.2%	88.0%			
介 護 給 付	利用人数（人）	789	774	754	788	800	810
	利用人数 計画値（人）	888	974	1,077			
	対計画比	88.9%	79.5%	70.0%			

(11) 特定福祉用具購入／特定介護予防福祉用具購入

腰掛便座、入浴補助用具などの購入費の一部が支給されるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数(人)	4	5	3	5	5	5
	利用人数 計画値(人)	5	5	6			
	対計画比	80.0%	100.0%	50.0%			
介 護 給 付	利用人数(人)	15	10	16	15	15	15
	利用人数 計画値(人)	16	16	16			
	対計画比	93.8%	62.5%	100.0%			

(12) 住宅改修費／介護予防住宅改修

住宅の手すりの設置、床段差の解消、引き戸など扉の取り替え、和式便器の洋式便器への取り替えなど、住宅改修の費用の一部が支給されるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数(人)	7	8	8	8	8	8
	利用人数 計画値(人)	9	11	13			
	対計画比	77.8%	72.7%	61.5%			
介 護 給 付	利用人数(人)	11	10	12	15	15	15
	利用人数 計画値(人)	16	18	26			
	対計画比	68.8%	55.6%	46.2%			

(13) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所の指定を受けた有料老人ホームなどに入所している方が、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話が受けられるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数(人)	4	6	7	11	12	13
	利用人数 計画値(人)	4	4	4			
	対計画比	100.0%	150.0%	175.0%			
介 護 給 付	利用人数(人)	20	18	13	22	24	26
	利用人数 計画値(人)	20	25	33			
	対計画比	100.0%	72.0%	39.4%			

(14) 居宅介護支援／介護予防支援

介護支援専門員が、要介護者に対する介護サービスの内容について本人及び家族と相談し、ケアプランを作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、介護サービス事業者との連絡調整などを行います。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数(人)	229	246	286	288	288	289
	利用人数 計画値(人)	422	424	437			
	対計画比	54.3%	58.0%	65.4%			
介 護 給 付	利用人数(人)	1,274	1,238	1,218	1,260	1,270	1,281
	利用人数 計画値(人)	1,404	1,502	1,610			
	対計画比	90.7%	82.4%	75.7%			

2 地域密着型サービス

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするためのサービスです。本市がサービス事業者を指定及び指導・監査を行います。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。

当該サービス事業所は本市に立地していないため、第7期計画に続き本計画でもサービス量は見込みませんが、利用ニーズの状況を注視し必要に応じた対応を行います。

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的巡回や通報での訪問により、入浴、食事の提供などの日常生活の世話を受けるサービスです。

当該サービス事業所は本市に立地していないため、第7期計画に続き本計画でもサービス量は見込みませんが、利用ニーズの状況を注視し必要に応じた対応を行います。

(3) 地域密着型通所介護

できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、小規模の通所介護施設（デイサービスセンター）において、日常生活の世話（入浴や食事など）や、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用人数(人)	121	127	123	128	129	130
	利用回数(回)	968	997	986	1,043	1,051	1,059
	利用回数 計画値(回)	1,301	1,349	1,399			
	対計画比	74.4%	73.9%	70.5%			

（４）認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、通所介護施設（デイサービスセンター）等において、日常生活の世話（入浴や食事など）や、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るサービスです。認知症の症状の進行の緩和に資するように目標を設定し、それに基づいたサービスが提供されます。

○サービスの利用実績と見込み

（１か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	0	0	0	3	3	3
	利用回数（回）	0	0	0	3	3	3
	利用回数 計画値（回）	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			
介 護 給 付	利用人数（人）	56	35	33	35	37	38
	利用回数（回）	516	341	298	334	355	364
	利用回数 計画値（回）	547	554	563			
	対計画比	94.3%	61.6%	52.9%			

（５）小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

「訪問」「通い」「泊り」の組み合わせにより、日常生活上での世話、機能訓練を行い、能力に応じた居宅での自立した日常生活を営むことができるようにするサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

（１か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	18	22	20	23	30	30
	利用人数 計画値（人）	21	24	25			
	対計画比	85.7%	91.7%	80.0%			
介 護 給 付	利用人数（人）	187	187	192	195	246	249
	利用人数 計画値（人）	216	213	212			
	対計画比	86.6%	87.8%	90.6%			

（６）認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が、共同生活を営みながら、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

（１か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度 (見込み)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予 防 給 付	利用人数（人）	2	2	3	2	2	3
	利用人数 計画値（人）	1	1	1			
	対計画比	200.0%	200.0%	300.0%			
介 護 給 付	利用人数（人）	70	72	71	72	81	98
	利用人数 計画値（人）	66	67	68			
	対計画比	106.1%	107.5%	104.4%			

（７）地域密着型特定施設入居者生活介護

定員の少ない有料老人ホーム、ケアハウスなどで、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービスです。

当該サービス事業所は本市に立地していないため、第７期計画に続き本計画でもサービス量は見込みませんが、利用ニーズの状況を注視し必要に応じた対応を行います。

（８）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホームで、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

（１か月当たり）

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和２年度 (見込み)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介 護 給 付	利用人数（人）	144	144	144	116	116	116
	利用人数 計画値（人）	144	144	144			
	対計画比	100.0%	100.0%	100.0%			

（９）看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて一体的に提供するサービスです。

当該サービス事業所は本市に立地していないため、第７期計画に続き本計画でもサービス量は見込みませんが、利用ニーズの状況を注視し必要に応じた対応を行います。

3 施設サービス

介護保険施設に入所又は入院して介護を受けるサービスです。
市内の施設と市外の施設の利用者数を見込みます。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

心身上・精神上著しい障がいがあり、常時介護を必要とし在宅介護が困難な方が入所し、介護などの日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを受けるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1 か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用人数(人)	443	454	448	489	489	489
	利用人数 計画値(人)	447	447	447			
	対計画比	99.1%	101.6%	100.2%			

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

病気やけがなどの治療後に心身機能の回復のための支援が必要とする方が入所し、医学的管理下における介護、看護、リハビリテーションなどを提供するサービスです。在宅復帰を目指してサービス提供がされます。

○サービスの利用実績と見込み

(1 か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用人数(人)	244	248	234	238	238	238
	利用人数 計画値(人)	236	236	236			
	対計画比	103.4%	105.1%	99.2%			

(3) 介護医療院

日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れ、看取り・ターミナルなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。平成30年4月に新設された施設で、介護療養型医療施設からの転換が想定されます。

本市に当該施設は立地していませんが、同一の老人福祉圏域等に立地する施設の利用を見込むこととします。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用人数(人)	0	0	0	10	10	10
	利用人数 計画値(人)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			

(4) 介護療養型医療施設

長期にわたって療養が必要な方が入所(入院)し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話、リハビリテーションなどを受けることができるサービスです。本計画期間終了の令和5年度末までの間に、介護医療院等に転換する移行期にあります。

本市では当該施設が平成29年度末に医療病床に転換したことにより、本計画ではサービス量は見込みません。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	利用人数(人)	3	2	0	0	0	0
	利用人数 計画値(人)	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			

第3節 第1号被保険者の保険料算定

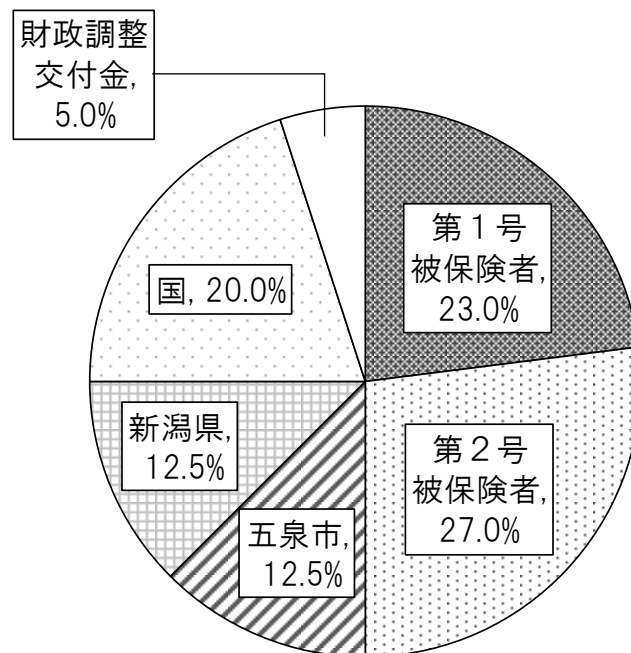
Ⅰ 介護保険の財源構成

介護保険事業の財源は、国、新潟県、本市による公費負担と、40～64歳の「第2号被保険者」と65歳以上の「第1号被保険者」の保険料によってまかなわれており、計画期間における財源の確保は、介護保険事業の健全な運営に最も重要となります。

そのため、本市では第7期事業計画（平成30年度～令和2年度）におけるサービス利用実績をもとに、本計画期間（令和3年度～令和5年度）におけるサービス提供に必要な金額を国から示された「地域包括ケア「見える化」システム・将来推計」で算定し、第1号被保険者の介護保険料基準額を算出しました。

なお、財源構成に関し、第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%が標準的な負担となり、第2号被保険者は27%で、介護保険費用の半分以上が被保険者の負担となります。また、国負担部分のうち5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための「財政調整交付金」として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下し、その結果として、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

■ 標準給付費の負担割合



2 介護保険事業費の見込み

各サービス量の見込みに基づいて給付費を算出した結果、第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度までの本市におけるサービス給付費見込額は、次のとおりとなります。

(1) 介護予防サービスの給付費見込額

	(千円)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
① 介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
② 介護予防訪問看護	5,416	5,419	5,419	16,254
③ 介護予防訪問リハビリテーション	1,991	1,992	1,992	5,975
④ 介護予防居宅療養管理指導	1,999	2,000	2,000	5,999
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	22,011	22,023	22,291	66,325
⑥ 介護予防短期入所生活介護	5,461	5,464	5,464	16,389
⑦ 介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	10,704	11,861	13,012	35,577
⑨ 介護予防福祉用具貸与	14,119	14,755	15,391	44,265
⑩ 介護予防福祉用具購入	1,540	1,540	1,540	4,620
⑪ 介護予防住宅改修	9,114	9,114	9,114	27,342
⑫ 介護予防支援	15,459	15,468	15,522	46,449
介護予防サービス給付費計	87,814	89,636	91,745	269,195

(2) 居宅サービスの給付費見込額

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
① 訪問介護	220,098	224,828	229,830	674,756
② 訪問入浴介護	8,017	8,021	8,021	24,059
③ 訪問看護	47,903	50,110	51,740	149,753
④ 訪問リハビリテーション	3,415	3,417	3,704	10,536
⑤ 居宅療養管理指導	5,671	5,675	5,675	17,021
⑥ 通所介護	692,241	703,453	709,791	2,105,485
⑦ 通所リハビリテーション	97,742	99,708	100,390	297,840
⑧ 短期入所生活介護	371,050	385,109	393,142	1,149,301
⑨ 短期入所療養介護	6,557	6,560	6,560	19,677
⑩ 特定施設入居者生活介護	49,795	53,828	57,833	161,456
⑪ 福祉用具貸与	100,648	102,728	104,465	307,841
⑫ 福祉用具購入	4,777	4,777	4,777	14,331
⑬ 住宅改修	16,117	16,117	16,117	48,351
⑭ 居宅介護支援	217,180	219,178	221,281	657,639
居宅サービス給付費計	1,841,211	1,883,509	1,913,326	5,638,046

(3) 地域密着型サービスの給付費見込額

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
地域密着型サービス				
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③ 地域密着型通所介護	89,314	90,604	91,197	271,115
④ 認知症対応型通所介護	42,326	45,271	46,569	134,166
⑤ 小規模多機能型居宅介護	459,490	590,082	599,820	1,649,392
⑥ 認知症対応型共同生活介護	214,670	241,961	292,804	749,435
⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	387,387	387,602	387,602	1,162,591
⑨ 看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス				
① 介護予防認知症対応型通所介護	307	307	307	921
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	18,575	24,689	24,689	67,953
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	5,675	5,679	8,518	19,872
地域密着型サービス給付費計	1,217,744	1,386,195	1,451,506	4,055,445

(4) 施設サービスの給付費見込額

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
① 介護老人福祉施設	1,512,483	1,513,322	1,513,322	4,539,127
② 介護老人保健施設	712,384	712,780	712,780	2,137,944
③ 介護医療院	43,079	43,103	43,103	129,285
④ 介護療養型医療施設	0	0	0	0
施設サービス給付費計	2,267,946	2,269,205	2,269,205	6,806,356

3 標準給付費見込額

○各年度の標準給付費見込額 (円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費 ※一定以上所得者負担の調整後	5,414,715,000	5,628,545,000	5,725,782,000	16,769,042,000
特定入所者介護サービス費等 給付額 ※資産等勘案調整後	273,245,874	252,492,091	254,977,781	780,715,746
高額介護サービス費等給付額	115,492,792	116,166,747	117,314,239	348,973,778
高額医療合算介護サービス費 等給付額	14,392,112	14,552,776	14,696,528	43,641,416
算定対象審査支払手数料	2,767,960	2,798,880	4,239,780	9,806,620
審査支払手数料支払件数(件)	69,199	69,972	70,663	209,834
標準給付費見込額	5,820,613,738	6,014,555,494	6,117,010,328	17,952,179,560

4 地域支援事業費見込額

○各年度の地域支援事業費見込額 (円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費	258,513,631	261,772,250	265,030,865	785,316,746
介護予防・日常生活支援 総合事業	170,735,576	174,264,365	177,793,151	522,793,092
包括的支援事業・任意 事業	87,778,055	87,507,885	87,237,714	262,523,654

5 第1号被保険者保険料の算定

(1) 保険料基準額

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス費を合計した標準給付費、さらに地域支援事業に要する費用から構成されます。

一方、事業費の財源は、国・県・市の負担金、国の調整交付金、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。また、介護給付費準備基金の取り崩しを行い、給付費の一部に充当することとします。

保険料の第1号被保険者の保険料基準額は、下表のとおり年額75,600円（月額6,300円）と算定されます。

○保険料基準額の推計 (円)

A	標準給付費見込額	17,952,179,560 円
B	地域支援事業費見込額	785,316,746 円
C	第1号被保険者負担分（23%） $(A + B) \times 23\%$	4,309,624,150 円
D	介護給付費財政調整交付金相当額	923,748,633 円
E	介護給付費財政調整交付金見込額	1,234,932,000 円
F	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	24,000,000 円
G	介護給付費準備基金取崩額	200,000,000 円
H	保険料収納必要額 $C - (E - D) - F - G$	3,774,440,783 円
I	予定保険料収納率	98%
J	所得段階別加入割合補正後被保険者数	50,948 人
K	保険料見込額（年額） $H \div I \div J$	75,600 円
L	保険料見込額（月額） $K \div 12$	6,300 円

※介護給付費財政調整交付金見込額は、「地域包括ケア見える化システム」による試算値

(2) 所得段階別保険料

本市では、第7期計画と同様に保険料段階を11段階に弾力化します。

各段階の保険料については、前項の基準額である第5段階に各段階の負担割合を乗じて算出しました。

また、月額保険料額は、年額保険料を12で除して算出した額が基本となります。

○所得段階別保険料

段階 (乗率)	対象者	保険料
第1段階 (0.30)	・生活保護世帯 ・市民税非課税世帯で、本人が老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年額80万円以下	22,680円
第2段階 (0.50)	・市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年額80万円超120万円以下	37,800円
第3段階 (0.70)	・市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年額120万円超	52,920円
第4段階 (0.90)	・市民税課税世帯で、本人は市民税非課税かつ本人の年金収入と合計所得金額の合計が年額80万円以下	68,040円
第5段階 (1.00)	・市民税課税世帯で、本人は市民税非課税かつ第4段階以外	75,600円 (基準額)
第6段階 (1.20)	・市民税本人課税で、本人の合計所得金額が120万円未満	90,720円
第7段階 (1.30)	・市民税本人課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	98,280円
第8段階 (1.50)	・市民税本人課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	113,400円
第9段階 (1.60)	・市民税本人課税で、本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	120,960円
第10段階 (1.70)	・市民税本人課税で、本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	128,520円
第11段階 (1.75)	・市民税本人課税で、本人の合計所得金額が600万円以上	132,300円

※第1段階～第3段階の対基準額割合は、公費による軽減強化後の割合です。

第4節 介護保険事業を円滑にするための方策

Ⅰ サービスの質の向上

(1) 指導・監査

本市に指定権限のある地域密着型サービス事業所と居宅介護支援事業所（合計43事業所）について3年に1度の頻度を目標に実地指導を行っています。これに合わせ、令和元年度から集団指導も実施しています。いずれも施設や事業者を支援し、サービスの質の確保と保険給付の適正化を図ることに資する機会となっています。

今後も、広域型サービスに対する指定権を持つ県と連携しながら、サービスの質の向上に努め、同時に介護給付の適正化を図ります。

(2) 運営推進会議への参加

地域密着型サービス事業所は、利用者家族や地域の代表及び市町村職員を交えて、運営推進会議を定期的に開催しています。

運営推進会議に市及び地域包括支援センターが参加し、事業所や地域住民と意見交換を行う「地域との連携のための会議」と位置付け、会議における議論や意見を適正な事業所運営やサービスの質の向上につなげるよう支援します。

(3) 外部機関による評価

地域密着型サービスのうち認知症対応型共同生活介護においては、事業所自らが実施する「自己評価」と評価機関が実施する「外部評価」から成るサービス評価を、原則として年に1回は実施することが義務付けられています。

また、小規模多機能型居宅介護は、これまで同様、事業所が自己評価を行い、公平・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みです。

他のサービス事業所においては、第三者機関が評価を行ない、事業所のサービスの質の向上を促すとともに、サービスを利用する方への情報提供・信頼性の確保を図ります。

（４）サービス事業者間の連携

介護サービス事業者間相互の連携、研修の場として、「五泉市介護支援専門員代表者会議」が開催されています。同会議に地域包括支援センターが参加することで活動を支援し、必要に応じて、市から情報提供を行う場にもなっています。また、地域密着型サービスの事業者同士の情報交換の場として、「小規模多機能型居宅介護事業所連絡会議」及び「認知症対応型共同生活介護事業所連絡会議」では、小規模事業者が孤立せず、お互いに刺激を受けながら成長できるような議論が行われています。

これら事業者間の連携機会に、本市も保険者として積極的に参画し、コーディネートするなど、質の向上に資する議論ができるよう、継続的に支援していきます。

2 介護給付適正化事業への取組

介護給付の適正化を計画的に推進するため、具体的な事業の内容及びその実施方法とその目標を定めることとされています。また、適正化事業の取組の更なる促進を図る観点から、実施する適正化事業について、各年度の目標を設定するとされています。

本市においては、国が示す主要5事業を実施します。

(1) 要介護認定のチェック

指定居宅介護支援事業所等に委託した認定調査票の内容点検・確認を行います。一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び保険者内の合議体間の差等について分析や、認定調査項目別の選択状況を全国の保険者と比較した分析等を行い、関係者に分析結果を通知します。

また、要介護認定調査の平準化に向けた取組として、同一事業所で調査を行うことは連続3回までとし、その後は市の認定調査員や他の事業所が調査をすることとします。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査票の 点検・確認実施率 (%)	100	100	100	100	100	100

(2) ケアプランの点検

居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が作成したケアプランについての点検を面談形式で実施します。地域包括支援センターの主任介護支援専門員の意見を踏まえ、ケアプランがケアマネジメントのプロセスに即して「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかを検証・確認することで、居宅介護事業所等の介護支援専門員の「気づき」を促します。

また、「訪問介護における同居家族がいる場合の生活援助の算定」や「認定有効期間の半数を超える短期入所の利用」等の市への協議の際に、事業所からケアプラン等の提出をしてもらい点検を行います。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
面談実施事業所数	6	5	6	8	8	8

（３）住宅改修・福祉用具の点検

申請書類（図面・写真・理由書 等）の確認により、利用者が在宅生活を継続するために適切な住宅改修・福祉用具であるかを点検します。必要に応じて、介護支援専門員や施工業者に対する確認や訪問調査（現地調査）も実施します。この取り組みにより不正な請求を抑制します。

また、地域ケア会議において、住宅改修・福祉用具の利用が適切であるか、リハビリテーション専門職による点検を行います。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議における 点検実施回数（回）	0	0	1	1	1	1

（４）縦覧点検・医療情報との突合

受給者ごとに介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数、医療給付との重複に関しての点検を新潟県国民健康保険団体連合会に委託して実施します。請求内容の誤り等を早期に発見して事業所に適切な処置を促すことと、適正請求の注意喚起を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施月数	12 か月	12 か月	12 か月	12 か月	12 か月	12 か月

（５）介護給付費通知

受給者に対して、介護報酬の給付状況等について通知することにより、適切なサービスの利用について普及啓発を行います。実施にあたっては、効果の期待できる受給者、対象サービスに絞りこみ、適切な送付時期に通知を発送します。受給者自身がサービス内容や自己負担額を確認することで、適切なサービス利用の普及啓発を図るとともに不正請求の発見に繋がります。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	2	1	1	1	1	1

3 介護人材の確保・育成の取組

(1) 介護人材の確保・育成と資質の向上

介護人材の不足が全国的な問題となっている中、県と連携し介護人材の確保に努めるとともに、事業所への集団指導および実地指導を通し、介護職員の処遇改善に関する取り組みについて指導助言を行い、現場で働く人の定着支援を行います。

また、若い世代に対して介護職の魅力をアピールするため、市内の中学生や高校生を対象に、高齢者福祉に関する出前講座や、高齢者施設での職場体験などのイベントを行います。

併せて、市や地域包括支援センターによる各種研修により、介護職の資質向上を図っていきます。

(2) 業務の効率化と質の向上

介護サービス事業者の負担軽減を目的として、主に指定申請・報酬請求・指導監査に関する文書や手間に対し、申請様式の簡素化やホームページ・電子メールの有効活用を通して業務の効率化に努めることにより、介護サービスの質の向上を図ります。

4 介護サービスに係る情報提供

要介護(要支援)認定者が、その意思に基づいてサービスを選択するために、情報のネットワーク化を進め、必要な情報を常に提供できる環境を整えます。

5 広報活動の推進

保険料やサービスなど介護保険に関する様々な情報を、広報・パンフレット・ホームページ等を活用して提供します。

6 災害や感染症対策に係る体制整備

(1) 災害に対する体制整備

地震や火災などの非常災害に備え、全ての介護保険事業所は非常災害対策計画の策定が義務付けられています。併せて、五泉市地域防災計画において定める浸水想定区域および土砂災害計画区域に立地している事業所については水害や土砂災害に対応した避難確保計画の策定が義務付けられています。これらの計画の策定についての支援を行うとともに、計画に基づいた避難訓練の実施状況についての必要に応じて指導を行います。

また、市内の社会福祉法人等と締結している高齢者等要配慮者の避難生活支援の協力体制についての協定をもとに、災害発生時においては市内事業所等との連携体制により、高齢者に対する支援を行います。

○主な協定の締結状況（高齢者・要配慮者関係のみ）

協定を締結している法人	協定名
社会福祉法人中東福祉会	災害発生時における協力体制に関する協定書
社会福祉法人茨塚福祉会	避難所に関する協定書
医療法人社団真仁会	災害時協力協定書
さくら福祉保健事務組合	災害発生時における協力体制に関する協定書
新潟県中東福祉事務組合	災害発生時における協力体制に関する協定書
泉観光バス株式会社	災害時における要配慮者等の避難輸送の協力に関する協定

(2) 感染症対策に関する体制整備

新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の流行に備え、五泉市新型コロナウイルス感染症等対策行動計画に基づいた対策を講じます。また、介護保険事業所に対して感染症対策についての周知啓発、研修等を実施します。県および市の防災部局等との連携により、必要な物資の備蓄、調達、輸送体制の確立に努めます。

また、感染症発生時には「五泉市感染症ネットワーク」による正確な情報共有を行うとともに、五泉市を所管する新津保健所との連携により、適切な対策を講じることとします。

7 リハビリテーションサービス提供体制の整備

要介護者がリハビリテーションの必要性に応じてサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへの切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。

○リハビリテーションサービス提供事業所数（ストラクチャー指標）

サービス種別	事業所数
訪問リハビリテーション	0
通所リハビリテーション	2
介護老人保健施設	1
短期入所療養介護	1
介護医療院	0

○通所リハビリテーションの利用率の実績と目標（プロセス指標）

	実 績			目 標		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込み）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用率	4.53	4.65	4.82	5.00	5.00	5.00

五泉市においてはリハビリテーションを提供する介護保険事業所は少ない状況であるため、市内の医療法人等との連携により必要なリハビリテーション提供量を確保していく必要があります。また、通所介護事業所が提供する機能訓練も生活期リハビリテーションとして有用であることから、これらの事業所も含めて、地域の適切なリハビリテーション提供体制の確立に努めます。

第9章 計画の推進体制

第1節 庁内連携体制の充実

各主管課において適切な事業運営のための環境整備に努めるとともに、市民ニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな高齢者保健福祉施策を総合的・一体的に推進していきます。さらに、保健事業、福祉事業、その他生涯学習、バリアフリー化等の関連施策等の実施のため、関係各課において十分な連携のもとに適切な対応を図ります。

第2節 計画の進行管理

高齢者保健福祉市民会議において、計画に位置付けた事業の各年度実績を報告し、計画の進捗状況を点検・評価することで、PDCAサイクルに基づいた計画の進行管理を行います。

また、「地域包括ケア見える化システム」を活用した進捗状況の分析を各年度ごとに公表することとします。

資 料 編

1. 五泉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定経過
2. 五泉市高齢者保健福祉市民会議
 - 設置要綱
 - 委員名簿
 - 五泉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画について（意見書）
3. 五泉市認知症対策推進計画
4. 特別養護老人ホームへの入所申込等に関する調査
5. 用語解説

Ⅰ. 五泉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定の経過

1 五泉市高齢者保健福祉市民会議

- 開催 日：10月29日 11月24日 2月9日
- 内 容：本市における高齢化の状況と計画案についての説明
計画案に対する意見の取りまとめ

2 パブリックコメント

- 募集期間：令和2年12月25日～令和3年1月25日
- 公表方法：五泉市役所と村松支所の行政資料コーナー、高齢福祉課、村松支所福祉係、五泉図書館、村松図書館、五泉市ホームページにおいて公表

3 各種調査の実施

（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- 調査期間：令和2年1月～2月
- 調査内容：要介護認定を受けていない高齢者を対象にした、日常生活圏域ごとに地域が抱える課題を把握するためのアンケート調査

（2）在宅介護実態調査

- 調査期間：令和2年1月～2月
- 調査内容：要介護・要支援認定を受けている在宅生活者とその家族等を対象にした、「要介護者の在宅生活の継続」と「介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するためのアンケート調査

（3）特別養護老人ホームへの入所申込者状況調査

- 調査基準日：平成31年4月
- 調査内容：特別養護老人ホームの入所申込者の実人数を把握し、施設サービスに対するニーズを把握するための調査

4 圏域内意見交換会（新潟圏域）

- 開催 日：令和2年12月1日
- 内 容：本市と同一の老人福祉圏域の市町（新潟市・阿賀野市・阿賀町）および新潟県と介護保険施設の整備計画等についての意見交換

2. 五泉市高齢者保健福祉市民会議

五泉市高齢者保健福祉市民会議設置要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、五泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、五泉市高齢者保健福祉市民会議（以下「市民会議」という）を設置し、市民参加の下で計画の策定及び進行管理を行い、利用者の視点に立ったサービスが提供されているか等を点検し、被保険者及びサービス利用者の権利を擁護するとともに、保険者等に対し必要な助言や提言を行うことにより計画に反映させることを目的とする。

（構 成）

第2条 市民会議の委員は、公募委員を含む20名以内で構成し、以下に掲げる者から市長が委嘱する。

- ・ 介護保険被保険者
- ・ 保健医療関係者
- ・ 福祉関係者
- ・ 介護（予防）サービス利用者（本人若しくは家族等）
- ・ 公募等による委員（若干名）
- ・ 有識者

2 市民会議に会長及び副会長を各1名置く。会長及び副会長は、委員の中から互選により定める。

3 会長は会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

5 委員の任期は2年間とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 公募の要件は、市内居住で高齢者に関する保健福祉や介護問題等に関心・熱意のある者とし、年齢性別は問わない。

7 市民会議に専門事項等を協議するための部会を置くことができる。

（会 議）

第3条 市民会議は必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 市民会議は委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは

会長の決定するところとする。

（市民会議の会務）

第4条 市民会議の会務は以下のとおりとし、必要な調査を行い、保険者等に助言等を行うことができる。

- ・ 計画の策定に関すること
- ・ 計画の進行管理に関すること
- ・ 保険財政の運営管理に関すること
- ・ 住民の意見反映、周知に関すること
- ・ 苦情処理に関すること
- ・ その他高齢者保健福祉に関して、市民会議が必要と認めた事項

（関係者の出席）

第5条 市民会議は、その議事に関係のある者の出席を求め、意見または説明を求めることができる。

（事務局）

第6条 市民会議を運営するため、事務局を高齡福祉課に置く。

（委 任）

第7条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成18年1月1日から施行する。
2. 平成18年3月31日までの市民会議の委員は、(旧)五泉市高齢者保健福祉市民会議及び(旧)村松町保健福祉計画審議会の委員をもってこれに充てる。

五泉市高齢者保健福祉市民会議 委員名簿

令和２年５月１日から
令和４年４月３０日まで

		氏 名	所 属
有 識 者		渡 邊 敏 文	新潟医療福祉大学教授
		岩 城 良 雄	五泉商工会議所
	会 長	熊 倉 淳 也	五泉市シルバー人材センター
保 健 医 療 関 係		山 村 倉 一 郎	五泉市東蒲原郡医師会
		大 石 繁 康	五泉市阿賀町歯科医師会
		五 十 嵐 美 知 子	五泉市公衆衛生協会保健部
		白 井 克 子	五泉市食生活改善推進委員協議会
福 祉 関 係		横 山 信 蔵	社会福祉法人五泉市社会福祉協議会
		大 野 廣 榮	五泉市民生委員児童委員協議会
	副 会 長	菊 入 理	社会福祉法人中東福祉会
		吉 井 健	新潟みらい農業協同組合
被 保 険 者 利 用 者 代 表 市 民 代 表		辻 川 ハ ル イ	五泉市老人クラブ連合会
		宇 佐 美 智 恵 子	市民委員
		小 出 麻 子	市民委員
		斎 藤 み ゆ き	市民委員
		二 瓶 直 子	市民委員
		萬 屋 美 佐 子	市民委員
		渡 部 英 子	市民委員

令和3年2月16日

五泉市長 伊藤勝美様

五泉市高齢者保健福祉市民会議
会長 熊倉淳也

五泉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画について

令和3年1月5日付け五高第1398号で依頼のありましたことについて、慎重に審議した結果、下記の意見を取りまとめたので報告します。

記

1 全体的事項

本計画の実施にあたっては、基本理念「笑顔と信頼にあふれ、住み慣れた地域で活躍し、健康で安心して暮らせるまち」の実現において、行政と市民と事業者が一体となって取り組まれない。

また、高齢化の状況を踏まえ、多様化する地域ニーズに対応した施策の展開に取り組まれない。

2 基本方針別事項

(1) 基本方針1 生きがい創出と社会参加のまちづくり について

・高齢者が地域社会のなかで各種活動に参加しやすい環境を整備し、生きがいを持って暮らしていくことのできるまちづくりに取り組まれない。

(2) 基本方針2 健康増進と介護予防のまちづくり について

・生活習慣の見直しや積極的な疾病予防対策を講じ、高齢者の健康づくりを進め、生活の質の維持・向上に取り組まれない。

・各種介護予防の取組を充実し、高齢者の健康状態の改善・維持・重症化の予防に取り組まれない。

(3) 基本方針3 生活支援の充実したまちづくり について

- ・住み慣れた地域において日常生活を安心して継続的に営むことができるよう、各種支援サービスを提供する体制の整備に取り組まれない。

(4) 基本方針4 支え合いと連携を推進するまちづくり について

- ・地域包括支援センターを中心とした支え合いと連携によって、地域包括ケアシステム実現に取り組まれない。

- ・認知症の高齢者が尊厳を保ちながら穏やかに暮らすことができる体制の整備に取り組まれない。

- ・医療を必要とする高齢者とその家族を支えるため、関係団体、事業者とともに、医療と介護の連携の強化に取り組まれない。

(5) 基本方針5 介護サービス基盤の充実したまちづくり について

- ・要介護状態となっても、尊厳が保持され、その有する能力に応じて住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう、適切な介護保険サービスの提供体制の確保に取り組まれない。

- ・中長期的な人口構成の変化や施設サービスに対する地域ニーズの把握に努め、持続可能な介護保険事業の運営に取り組まれない。

3. 五泉市認知症対策推進計画

五泉市認知症対策推進計画（第4期）

（令和3年度～令和5年度）

◇◇ 計画の背景 ◇◇

国は、認知症高齢者の数を2025（令和7）年には約700万人と推計しており、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達すると見込んでいます。今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気といえます。

市では、「認知症になっても本人や家族が安心して暮らせる五泉市」を実現することを目的に、平成23年度に五泉市認知症対策推進委員会を設置して本計画の第1期計画を策定し、五泉市高齢者福祉計画に盛り込みました。

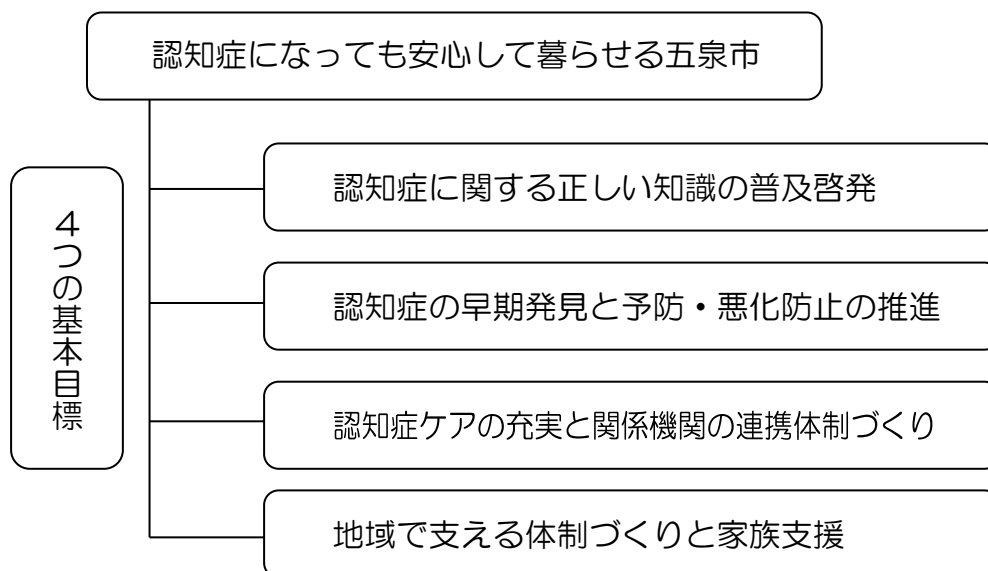
平成26年度には、五泉市認知症対策推進委員会において、第1期計画を評価し、基本目標を見直し、第2期計画からは下記の4つの基本目標としました。

◇◇ 計画の位置づけ ◇◇

本計画は、「五泉市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の中の認知症対策に係る計画です。第3期計画（平成30年度～令和2年度）の実施および評価に基づき、第4期計画を策定しました。

◇◇ 基本目標 ◇◇

第4期計画において認知症施策は、第3期計画を継承し、以下の4つの基本目標を定め、また認知症施策推進大綱の要素を取り入れ、これらに基づいて事業を実施します。



◇◇ 計画の推進体制 ◇◇

1. 計画の周知

本計画は「五泉市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の中に盛り込み、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係者、介護事業者、民生委員等関係機関に配布、周知します。

市民に対しては、広報やホームページにおいて計画の概要をお知らせします。

2. 庁内の推進体制

高齢福祉課、直営の五泉地域包括支援センター、村松地域包括支援センターで庁内のワーキングチームを作り、それぞれの地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に計画を推進します。

地域包括支援センターの協力機関である市内 5 か所の在宅介護支援センターにも計画の進捗に参画してもらいます。

3. 計画の進捗状況の評価

五泉市認知症対策推進委員会において、年度ごとに計画の進捗状況を報告し、委員の意見、評価を受け、具体的な取組等を見直します。

また、本計画の最終年度に当たる令和 5 年度（2023 年）には、計画全体の達成状況の評価を受け、計画の見直しを行います。

基本目標 Ⅰ 認知症に関する正しい知識の普及啓発

- 認知症に対する差別や偏見をなくして正しい知識を持つことで、認知症の人や家族が安心して地域で暮らすことができます。
- 正しい知識を持つことで早期発見や早期対応につながります。

具体的目標

- 市民が認知症という病気について理解するとともに、認知症の人への対応方法や認知症の相談窓口についても理解できるようにする。

現状

- ① 令和２年度「五泉市民の認知症に関する意識調査」では、認知症について「知っている」「だいたい知っている」人の割合は合わせて72.3%で、目標値の85%を達成していない。
認知症サポーターの数は、令和２年10月末で4,963人と増加しており、目標値の5,000人に近づいている。しかし「認知症サポーターを知っている」人の割合は49.8%で、目標である65%に到達しておらず、認知症の病気への市民の理解は進んでいないといえる。
- ② 認知症の人への対応については「知っている」「だいたい知っている」を合わせて45.5%で目標値の60%には及ばなかった。特に30～40歳代の人と男性は30～40%と低い。
- ③ 相談窓口については、「知っている人」「だいたい知っている」を合わせて34.3%で、平成29年度の調査時とほぼ変わらず、目標値の45%には及ばなかった。特に40歳代以下の人、男性では20～30%と低い。

今後の取組

- 認知症サポーター養成講座や講演会、出前講座等を通じて、認知症という病気の理解とともに、対応の方法、相談窓口について市民への啓発を継続する。
- 養成された認知症サポーターが認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、継続して活動できるよう支援する。
- 30～40歳代の若い世代や男性など調査で認知度の低かった人たちにも、家族や周囲に認知症の心配がでてきたなどの相談が必要になった時に相談につながりやすい窓口の周知方法を工夫しながら周知を実施する。
- 金融機関や小売業などの既存団体・組織を通じて、啓発を実施する。

基本目標 2 認知症の早期発見と予防・悪化防止の推進

○認知症の発症を遅らせる、また認知症になっても進行を緩やかにし、できるだけ悪化を先送りすることで、その人らしい暮らしが続けられるようにします。

具体的目標

- 相談体制を強化し、認知症が悪化する前に本人・家族が適切な医療や支援につながるようにする。
- スクエアステップ^(※1)等を取り入れた介護予防教室を通じて、いきいきと活動する高齢者を増やす。
- 地域で高齢者が自主的に交流する活動ができるように、お茶の間サロン等の開催を支援する。
- 認知症があってもなくても、楽しみ、張り合いを持って暮らせるような地域の居場所づくりを進める。

※1 筑波大学が考案した 4×10 マスのマット状を様々なステップを踏みながら歩くエクササイズで、運動機能と認知機能を向上させる効果がある

現状

- ① 地域包括支援センターへの相談件数は増加している。令和元年度には年間延べ 3,500 件で、うち認知症に関する相談は約 25%であり、認知症の相談の割合は増えている。認知症初期集中支援チームを立ち上げて、医師を含む専門職チームで早期に適切な医療や支援につなげる取り組みを行っている。早期に介入するためには潜在化している事案の掘り起こしが必要である。
- ② 平成 26 年度より、スクエアステップによる認知症予防教室を開催している。教室修了後には自主グループの立ち上げ支援を行っており、令和 2 年 10 月までに 31 グループが活動を開始している。そのうち 15 グループが毎週活動しており、住民主体の通いの場にもなっている。
- ③ 高齢者どうしの支えあいの場として、地域のお茶の間サロンは定着している。代表者の高齢化により休止するサロンもでていたが、身近に通いの場があることは、認知症の予防や早期発見の機会につながる。
- ④ 常設型の高齢者の通いの場として村松地区には平成 29 年 2 月に、いきいきシニアプラザむらまつが開所し、男性も集える場となっている。
- ⑤ 認知症カフェとして、ふらっとカフェを開催している。本来の目的は、地域の人とともに認知症の人やその家族が集い交流や相談ができる場としての開催であるが、健康な高齢者の参加が多い状況である。認知症の方も集える居場所づくりが必要。

今後の取組

- 一人暮らし世帯も増加しており、関係者がいない等支援の難しい事例も増えている。早期に介入し、認知症初期集中支援チームで適切な支援につなげられるよう、関係機関との連携し相談支援体制の強化を図る。
- スクエアステップによる初期認知症予防教室の実施、自主グループを立ち上げ支援を継続する。また、既存の介護予防教室や認知症カフェの事業の見直しを行い、高齢者が選択して参加できる場を増やす。
- 五泉中央病院認知症疾患医療センターと連携をはかる
- 高齢者の通いの場は、市直営のみならず、さまざまな団体、グループから取り組んでもらえるよう研修等の機会を設ける。

基本目標 3 認知症ケアの充実と関係機関の連携体制づくり

- 認知症はその病気の特徴から生活機能が障害されやすいため、医療と介護の両方で支えていく必要があります。両者が連携しやすい体制を強化します。
- 認知症の人を支援する関係者のケアマネジメント力や介護の技術が向上することで、その人らしい暮らしの実現や、悪化防止のケアを提供します。

具体的目標

- 医療関係者と介護の専門職が情報を共有できるよう地域ケア会議を活用する。
- 医療と介護の情報をまとめ、認知症の進行具合により、どのようなサービスが受けられるのかをまとめた認知症ケアパスの活用を推進する。
- 介護支援専門員の認知症の人に対するケアマネジメント技術を向上させるため、研修等を繰り返し行う。

現状

- ① 平成 27 年度に五泉市版の認知症ケアパス『五泉市認知症あんしんガイド』を作成し関係機関に配付、ホームページに掲載した。
市内医療機関や事業所からも設置の依頼が寄せられている。
- ② 地域包括支援センター主催の介護支援専門員向けの研修会を年に 2 回行っている。

今後の取組

- 地域包括支援センター主催の地域ケア会議を開催し、認知症の事例を取り上げて、医療と介護の連携やより良いケアの提供などを検討する。
- 『五泉市認知症あんしんガイド』の活用状況や改善点についての意見を医師やケアマネなどの関係者から把握し、必要な見直しを行い、活用を推進していく。
- 必要な人が『五泉市認知症あんしんガイド』を手に取り、認知症やサービス等について理解できるよう支援する
- 包括支援センター主催の介護支援専門員向けの研修会を開催し、認知症のケアマネジメントについても取り上げる。

基本目標 4 地域で支える体制づくりと家族支援

- 常に見守りが必要な認知症の人を、家族だけで介護するのは相当な負担です。地域全体で認知症の人を見守り支える体制が必要です。
- 今後、一人暮らしで認知症の高齢者がますます増えていきます。ゴミ出しやちょっとした買い物などをしてくれる地域の助け合いがあると、高齢者も暮らしやすくなります。
- 認知症の人が不当に権利を侵害されないよう、地域の見守りが必要です。
- 認知症の人の家族は大きなストレスを抱えやすく、体調を崩したり、思いがけず高齢者虐待につながっていく危険があります。介護者の立場や気持ちを理解して支援する取り組みが必要です。

具体的目標

- 五泉市高齢者等見守りネットワーク「つながるねっと」（以下「つながるねっと」という）事業を充実・拡大し、地域の見守り力を高める。
- 「認知症地域あんしん見守り訓練」等を開催し、町内、地域の助け合いの機運を高める。
- 高齢者の権利擁護について市民全体に周知するとともに、高齢者自らが自身の権利を守る意識を持ち、行動できるようにする。
- 介護者がピアサポート（仲間とおしの支え）を受けて元気になれる場を作る。

現状

- ① 「つながるねっと」は平成 26 年度に設立し、令和 2 年 10 月現在 61 の協力事業者が登録しており、年々増加しているが目標値の 80 社には達していない。新聞配達業や金融業の協力事業者から、気になる高齢者について情報が寄せられ、高齢福祉課や地域包括支援センターで安否確認や相談支援などの対応をした。
- ② 平成 29 年度から毎年五泉と村松で各 1 地区を選定し、「認知症地域あんしん見守り訓練」を実施してきた。令和 2 年度は地域を限定せず、高齢者と関わる機会の多いシルバー人材センター職員及び会員を対象に実施した。
- ③ 令和 2 度「五泉市民の認知症に関する意識調査」では、高齢者の権利擁護の制度について「知っている」「だいたい知っている」人の割合は 32.4%で、目標値の 45%に及ばなかった。
- ④ 介護者どうしの支え合いの場として、市の介護者のつどいは継続開催しているが、新規参加者は少なく、参加者も高齢化している。介護事業所・施設ではアンケート調査の結果、4 事業所（全体の 1 割）開催されていることがわかった。

今後の取組

- 「つながるねっと」の協力事業者に認知症の理解を促し、高齢者の変化に早期に気づき市へ情報提供もらえる体制をつくる。また、市民への「つながるねっと」の周知に力を入れる。
- 地域の人や認知症サポーターなどと協働して「認知症地域あんしん見守り訓練」を開催する。
- 市民向け権利擁護講座を開催する。また、地域包括支援センターの出前講座で地域に出向き、町内会や地域で権利擁護の勉強会等を開催する。
- 介護者のつどいの在り方を検討しながら、引き続き開催する。サービス事業所主催の介護者のつどいが開催されるよう事業所に働きかける。

◇◇ 今後の取組（具体策）のまとめ ◇◇

基本目標	実施事業	備考
認知症に関する正しい知識の普及啓発促進	「五泉市認知症支援ガイド」の全戸配布	H25 年度済
	認知症講演会、出前講座の開催	
	認知症サポーター養成講座の開催	
	認知症サポーターのフォローアップ講座の開催	
	認知症への関心が低い人たちへの窓口周知	
	既存団体を通じた啓発活動	
	広報（市報とらくらく介護通信）	
認知症の早期発見と予防・悪化防止の推進	地域包括支援センターの相談	
	在宅介護支援センターの相談	
	認知症初期集中支援チームによる相談支援	
	五泉中央病院認知症疾患医療センターとの連携	
	初期認知症予防教室の実施と自主化への働きかけ	
	ふらっとカフェの開催	
	認知症カフェの増設	
	高齢者の居場所づくりのための研修会開催	
	お茶の間サロンの開催支援	
認知症ケアの充実と関係機関の連携体制づくり	『五泉市認知症あんしんガイド』の作成	H27 年度済
	『五泉市認知症あんしんガイド』の評価と見直し	
	地域ケア会議の開催	
	認知症に関する介護支援専門員向けの研修会開催	
地域で支える体制づくりと家族支援	高齢者見守りネットワーク(つながるねっと)の設立	H26 年度済
	高齢者見守りネットワーク(つながるねっと)の充実・拡大	
	「認知症地域あんしん見守り訓練」の開催	
	高齢者権利擁護関係の市民向け講座(終活)開催	
	高齢者虐待防止のための関係者向け講演会開催	
	介護者のつどいの開催 事業所での介護者のつどい開催	

◇◇ 数値目標 ◇◇

基本目標	評価項目	数値
認知症に関する正しい知識の啓発促進	認知症について正しく理解している人の割合	85%
	認知症の人への対応について知っている人の割合	60%
	認知症の相談窓口を知っている人の割合	45%
	認知症サポーター養成講座実施回数	年間 20 件以上
	認知症サポーターの数	トータル数 6,500 人
	認知症サポーターについて知っている人の割合	65%
	認知症サポーターフォローアップ講座の開催	年 2 回
	講演会等の実施回数	年 1 回以上
	窓口案内などのチラシ配布等を実施した回数	年 25 回以上
認知症の早期発見と 予防・悪化防止の推進	認知症初期集中支援チームにより医療・介護サービスにつながった者の割合	65%
	認知症予防教室終了後の自主グループ数	35 グループ
	認知症カフェの数	3 か所
	地域の居場所の数 (参加自由で週 1 回以上開設する高齢者の集いの場)	30 か所
認知症ケアの充実と 関係機関の連携体制 づくり	認知症のケースについて実施した地域ケア会議の回数	年 4 回以上
	認知症のケアマネジメントに関する研修会の実施回数	年 2 回以上
地域で支える体制づくり と家族支援	つながるねっと参加事業者数	80 社
	つながるねっとを知っている人の割合	50%
	認知症地域あんしん見守り訓練の実施地区数	年 2 地区
	市民向け権利擁護講座や包括の出前講座の実施回数	年 3 回以上
	介護者のつどい(官民)の実施回数と参加した人の数	年 50 回 700 人
	高齢者の権利擁護の方法について知っている人の割合	45%

4. 特別養護老人ホームへの入所申込等に関する調査

■目的 高齢者福祉行政施策の参考資料とするため、特別養護老人ホームおよび地域密着型特別養護老人ホームの入所申込者の実人数を把握することを目的として実施

■調査基準日 平成31年4月1日

■調査項目 基準日における入所申込者の総数
要介護度別、申込直答現況別の内訳数

■調査結果

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
全体	12	18	95	81	41	247
在宅者	5	11	47	49	20	132
在宅者以外	7	7	48	32	21	115
(在宅者以外の入院・入所の状況)	医療機関		6	7	8	21
	介護老人保健施設	4	7	21	13	83
	養護老人ホーム					
	グループホーム	2	4	3		9
	有料老人ホーム					
	サービス付き高齢者向け住宅	1		1		2

5. 用語解説

あ行

アウトカム指標

高齢者や要介護（支援）認定者が介護サービスを受けたことによる状態像の特徴や変化を測る指標。

いきいきシニアプラザむらまつ

五泉市村松地内にある五泉市が運営する一般介護予防を実施する場。市内在住の高齢者であれば誰でも利用することができ、健康増進や介護予防、趣味活動などを実施している。

一般介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、全ての高齢者を対象として健康と自立生活を支援する介護保険外のサービスのこと。

運動器機能リスク判定

基本チェックリストにおいて、運動機能の低下を示すもの。

お茶の間サロン

地域の集会所などを会場に、高齢者が気軽に交流できる場。

男の料理教室

家事経験の少ない男性を対象に、楽しみながら簡単な調理などを学ぶ教室。一般介護予防事業に区分される。

か行

介護給付費財政調整交付金

市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するもの。後期高齢者数の割合や高齢者の所得状況の格差を調整する「普通調整交付金」と、災害等の特別な事情を勘案する「特別調整交付金」がある。

介護給付費適正化事業

介護サービスを必要とする利用者を適切に認定し、適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要なサービスを見極めた上で、事業者がルールに従ってサービスを適切に提供するように促すための事業。地域支援事業の任意事業に区分される。

介護給付費準備基金

介護保険事業特別会計において発生した余剰金等を積み立て、財源不足時に取り崩して充当するために設置される基金。事業運営期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むにあたり、最低必要と認められる額を除き取り崩すことが基本的な考えである。

介護保険レセプト

介護給付費請求書・明細書のこと。介護保険事業者が利用者に提供したサービスに応じて国民健康保険団体連合会へ給付費の請求を行う際に提出する書類。請求額のほかに提供したサービスの内容や回数が記載されている。

介護予防・日常生活支援総合事業

地域支援事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業など、地域の実情に応じた介護予防の推進を図り介護が必要になった場合においても地域で自立した日常生活を送れることを支援する事業の総称。

介護離職

家族等を介護するために労働者が仕事を辞めること。

通いの場

地域に住む高齢者が定期的に集まり、様々な活動を通じて仲間と楽しみ、日々の生活に活力を入れる取り組み及びその場所のこと。

きなせや悠遊館

五泉市吉沢地内にある介護予防を実施する場。閉じこもり防止を目的として、要支援 1・2、事業対象者の方を対象に介護予防事業を行っている。介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス B に区分される。

基本チェックリスト

65 歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかどうかをチェックするためのチェックリスト。生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、介護予防・日常生活支援総合事業へつなげることにより状態悪化を防ぐために用いられる。全 25 項目の質問で構成されている。

虐待防止ネットワーク会議

高齢者虐待の防止や虐待の問題に適切に対応するために、地域の関係機関（医療機関や介護事業所、警察等）のネットワーク組織により実施される連絡会議のこと。

筋力向上教室

加齢とともに衰えがちな筋力を維持・向上させるための教室。一般介護予防事業に区分される。

くらしの支援センター

生活困窮者を対象とした相談支援センターのこと。一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援者が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援（早期の生活再建等）を行う。

口腔機能向上・栄養改善複合教室「老化に勝つ！」

高齢による衰弱を防ぐため、お口の健康や筋力低下、低栄養、認知症予防について学ぶ教室。介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス C に区分される。

五泉市健康診査等実施計画

特定健康診査や特定保健指導を円滑に実施し、生活習慣病の予防や医療費の適正化を推進するための計画。

五泉市健康増進計画

生涯にわたりいきいきと健康に暮らすことができるよう、市民の主体的な健康づくりや健康管理、疾病予防を推進するための計画。通称「健康ごせん21」。

五泉市国民健康保険データヘルス計画

国民健康保険被保険者の特定健康診査や医療費等のデータを活用し、効果的で効率的な保健事業の実施を図るための計画。医療費の適正化と健康寿命の延伸を目的とする。

五泉市障がい福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律支援法（障害者総合支援法）に基づき市が策定する計画。児童福祉法に基づく障害児福祉計画と一体的に策定されている。

五泉市消費者被害防止見守りネットワーク

消費者被害を未然に防止するため、福祉や消費生活等の関係機関が情報共有や連携した取り組みを行うための会議のこと。

五泉市新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづいて、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範として、基本的な方針及び市が実施する措置を示した計画。

五泉市総合計画

本市におけるまちづくりを進めるための最も基本となる計画。平成 29 年から令和 8 年度を計画期間とする第 2 次五泉市総合計画においては「ずっと五泉。～次の一步を、ともに未来へ～」を将来像として、それを実現するための5つの基本政策「いきいきの泉」、「安心の泉」、「ふれあいの泉」、「活気の泉」、「快適の泉」により横断的に施策を進めることとしている。

ごせん乗合タクシー「さくら号」

市内全域を 3 つの基本エリアに分けて、自宅や指定場所から目的地まで運行する予約制の乗合タクシー。

骨コツ教室

五泉地区において運動器の機能向上を短期間で集中的に行うサービス。介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス C に区分される。

ころばん塾

寝たきりの原因の一つである転倒や骨折を予防するための教室。一般介護予防事業に区分される。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）の基準により登録される、介護・医療と連携し 高齢者 に対して サービス を提供する 住宅。「サ高住」と略して呼ばれることが多い。状況把握、生活相談、その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスが提供される。

在宅介護支援センター

地域包括支援センターのブランチ（窓口）としての役割を担う組織。高齢者世帯の訪問などを通じて、日常生活上の様々な相談に応じるとともに介護サービスの紹介や手続きの代行等を行っている。

実地指導

介護保険法に基づいて、都道府県および市町村が介護サービス事業者に対して実施する指導。事業所ごとに運営指導や報酬請求についての確認を行う。

社会福祉連携推進法人

人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化に対応するために、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や NPO 法人等を社員として相互の業務連携を推進する非営利連携法人のこと。

集団指導

介護保険法に基づいて、都道府県および市町村が介護サービス事業者に対して実施する指導。サービス種別ごとに実施され、介護保険法の趣旨や目的の周知、適切な運営や報酬請求等に関する指導を行う。

手段的自立度・IADL

買い物や家事、金銭管理、交通機関の利用といった複雑な日常生活動作のこと。

消費生活相談センター

商品の購入やサービスの利用、契約や解約、販売方法などに伴う消費者トラブルでお困りの方の相談機関。

所得段階別加入割合補正後被保険者数

第 1 号被保険者の保険料基準額を算定する際に用いる、被保険者全員が第5段階であるとみなした被保険者数。所得段階ごとの人数と保険料率を乗じた数の合計。

自立支援型地域ケア個別会議

自立支援・介護予防の観点を踏まえ、「要支援者の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、自立を促すこと」ひいては「高齢者の QOL の向上」を目指した地域ケア会議のこと。

スクエアステップ教室

初期認知症予防として、マス目のあるマットで様々な足踏み（ステップ）を行う運動教室のこと。介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス C に区分される。

ストラクチャー指標

サービスを提供する物質資源、人的資源及び組織体制を測る指標。

生活支援コーディネーター

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、生活支援、介護予防サービスの体制づくりを進めるコーディネーター機能を担う人材のことで、地域支え合い推進員とも呼ばれる。

成年後見制度

判断能力が不十分な方に代わり、家庭裁判所に選任された方が財産管理や必要な手続きを行う制度。

総給付費

介護予防サービス給付費、居宅サービス給付費、地域密着型サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費、施設サービス給付費の合計費用のこと。

た行

第2次五泉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をもとに、本市の現状と課題を踏まえ人口減少の対策と将来に向けた持続的発展に向けて策定しているもの。『ごせんで育ち、ごせんが育つ ～みんなで創るにぎわいのまち～』を将来都市像として掲げ、五泉市としての「まち・ひと・しごと創生」に向けた取組を推進することとしている。人口ビジョンにおいては、これに合わせて平成 27 年の人口を基準とし、令和 42 年までの長期間を対象としている。

団塊ジュニア世代

団塊世代の子ども世代として第二次ベビーブームの時期に生まれた世代。厚生労働省の白書においては昭和 46 年～昭和 49 年生まれと定義されている。

団塊世代

第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。厚生労働省の白書においては昭和 22 年～昭和 24 年生まれと定義されている。

地域医療介護総合確保法

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律。地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する措置を講じ、高齢者をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図り、あわせて国民が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資することを目的とする。

地域共生社会

高齢者・障がい者・こども等すべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り高め合う社会。地域包括ケアシステムをより進化させ、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組み。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを途切れなく提供する体制のこと。

地域包括ケア見える化システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために、厚生労働省が運営する情報システム。

地域密着型サービス

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が出来る限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービス。

地域防災計画

災害対策基本法に基づいて都道府県および市町村が策定する、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

調整済認定率

認定率の大小に大きな影響を及ぼす「第Ⅰ号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率。一般的に、後期高齢者の認定率は前期高齢者のそれよりも高くなることわかっているため、性・人口構成がどの地域も、ある地域または全国平均の1時点と同じになるよう調整することで、それ以外の要素の認定率への影響について地域間・時系列で比較がしやすくなる。

な行

新潟県高齢者保健福祉計画

新潟県が作成する、老人福祉法に基づく「新潟県老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「新潟県介護保険事業支援計画」を一体とした計画。

新潟県地域医療構想

新潟県が策定する、将来の医療や介護の提供体制の整備に関する構想。医療法にもとづいた新潟県地域保健医療計画の一部として位置づけられる。急激な人口構造の変化に対応し、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる体制整備を目的とする。県内を7つの構想区域に区分しており、本市は新潟市、阿賀野市、阿賀町とともに「新潟構想区域」に属する。

日常生活圏域

地域に存在する小学校区や中学校区、または市町村合併前の旧市町村を参考にして、地域特性を加味して設定される圏域のこと。本市においては、平成 18 年の合併前旧市町をそれぞれ1圏域とする「五泉圏域」及び「村松圏域」の2圏域体制としている。

任意事業

地域支援事業のうち、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業および法令の趣旨に沿って市町村独自の発想や創意工夫で実施する事業の総称。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けする人材のこと。認知症サポーター養成講座を受講している。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察、評価を行った上で家族支援等の初期の支援を行う組織のこと。

は行

パワーアップ教室

村松地区において運動器の機能向上を短期間で集中的に行うサービス。介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス C に区分される。

PDCA サイクル

業務 プロセスなどを管理、改善する手法の一つ。計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改・最適化していく手法。

標準給付費

総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を加えた費用のこと。

フレイル

加齢により心身が老い衰えた状態。

プロセス指標

介護サービスの提供状況、施設や事業所の連携体制、事業所の活動を測る指標。

包括的支援事業

地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護の連携、認知症対策、生活支援体制整備に関する事業の総称。

法テラス

日本司法支援センターの通称。国によって設立された法的トラブル解決のための総合相談所。

ま・や・ら行

馬下保養センター

五泉市馬下地内にある市が運営する温泉を活用した保養施設。健康増進の場、世代を超えた交流の場、宿泊の場として利用されている。

有料老人ホーム

老人福祉法を根拠として、介護サービスを提供することを目的とした施設（老人ホーム）で、老人福祉施設でないものの総称。「入浴、排せつ又は食事の介護」「食事の提供」「洗濯、掃除等の家事」「健康管理」の少なくとも一つのサービスを供与する。「介護付き」「住宅型」「健康型」等の種類がある。

要保護高齢者

在宅において、日常生活を営むのに支障がある高齢者のこと。

リフレッシュ教室

高齢者を対象にストレッチやレクゲーム等を行う教室。一般介護予防事業に区分される。

老人福祉センター

高齢者の交流や趣味の場、憩いの場として利用することができる施設。

**五泉市高齢者福祉計画
第8期介護保険事業計画
〔令和3年度～令和5年度〕**

発 行	令和3年3月
発行者	五泉市高齢福祉課
住 所	〒959-1692 新潟県五泉市太田1094番地1
T E L	0250-43-3911
F A X	0250-43-0390